

兵庫県公報

平成26年12月26日 金曜日 第3号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

公 告	ページ
○ 人事行政の運営等の状況の公表について（人事課）	1

公 告

人事行政の運営等の状況の公表について

人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年兵庫県条例第23号）第4条に基づき、兵庫県の人事行政の運営等の状況を次のとおり公表する。

平成26年12月26日

兵庫県知事 井戸敏三

人事行政の運営等の状況

平成26年12月

兵庫県

目 次

【兵庫県人事行政の運営の状況】

I 職員の任免の状況	4
II 職員の給与・定員管理等の状況	5
III 職員の勤務時間及びその他の勤務条件の状況	29
IV 職員の分限及び懲戒処分の状況	32
V 職員のサービスの状況	33
VI 職員の研修の状況	34
VII 職員の勤務成績の評定の状況	43
VIII 職員の福祉及び利益の保護の状況	44
[参考]	47

【兵庫県人事委員会の業務の運営の状況】

I 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況	64
II 職員の競争試験及び選考の状況	67
III 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求の状況	77
IV 職員に対する不利益な処分についての不服申立ての状況	77

【兵庫県人事行政の運営の状況】

I 職員の任免の状況

1 職員の採用状況

(1) 採用試験

(平成25年度)

区 分	上 級	中 級	初 級	経験者	計
一 般 行 政 職	137人	20人	36人	15人	208人
一 般 事 務 職	34人	0人	9人	4人	47人
警 察 事 務 職	14人	0人	7人	0人	21人
教 育 事 務 職	22人	0人	9人	3人	34人
小中学校事務職	20人	0人	9人	0人	29人
その他技術職	47人	20人	2人	8人	77人
技 能 労 務 職	—	—	—	—	0人
教 育 職	1,273人	—	—	—	1,273人
警 察 職	312人	—	180人	—	492人
計	1,722人	20人	216人	15人	1,973人

※ 教育職については、大卒相当として上級の欄に記載。

(2) 採用選考

(平成25年度)

区 分	知事部局	教育委員会	警察本部	病院局	計
行 政 職 (※)	43人	43人	20人	34人	140人
医師・歯科医師職	1人	0人	0人	22人	23人
研 究 職	1人	1人	2人	0人	4人
警 察 職	—	—	79人	—	79人
計	45人	44人	101人	56人	246人

※ 職種転換、国からの派遣者の帰任等を含む。

2 職員の退職状況

(平成25年度)

区 分	普通退職	勸奨退職	定年退職	退職手当 支給者数合計	退職者数合計
一 般 職 員	338人	94人	327人	759人	795人
うち技能労務職員	1人	8人	41人	50人	50人
教 育 公 務 員	154人	446人	1,248人	1,848人	1,931人
警 察 官	52人	135人	166人	353人	558人
計	544人	675人	1,741人	2,960人	3,284人

II 職員の給与・定員管理等の状況

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (平成25年度末)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成24年度の 人件費率
平成25 年度	人 5,655,361	千円 2,067,405,244	千円 725,250	千円 535,040,836	% 25.9	% 27.4

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考) 一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成25 年度	人 55,047	千円 234,625,025	千円 54,159,116	千円 92,653,204	千円 381,437,345	千円 6,929

(注) 1 職員手当は退職手当を除く。

2 職員数は平成25年4月1日現在の人数である。

3 給与費については、再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) 特記事項

給与の抑制措置

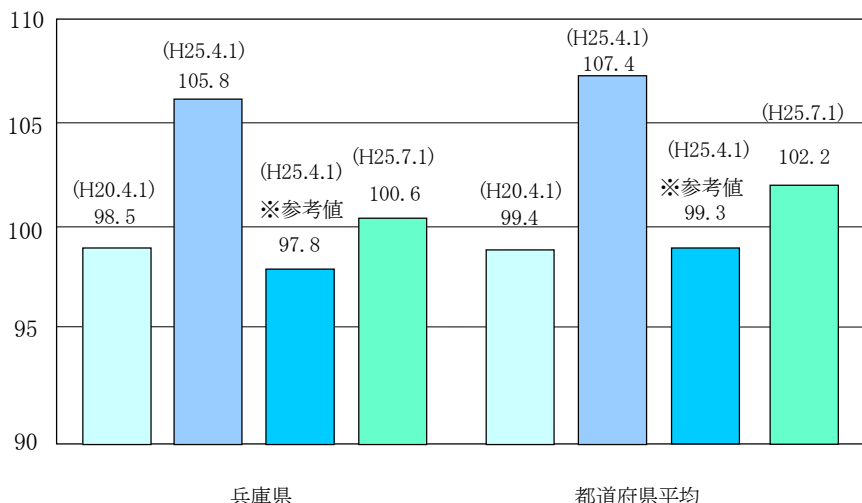
	一般職	特別職
平成12年度	<ul style="list-style-type: none"> 初任給基準の引下げ 管理職手当の3%減額措置 期末手当独自0.3月分引下げ（単年度） 	<ul style="list-style-type: none"> 給料の減額 <ul style="list-style-type: none"> 知事 : 10%減額 副知事 : 7%減額 出納長、教育長等 : 5%減額 その他 : 3%減額 期末手当の支給内容を国準拠に改正 (4.95月→3.75月)
平成13年度	<ul style="list-style-type: none"> 12月昇給延伸の実施 管理職手当の3%減額措置（継続） 期末手当独自0.1月分引下げ（単年度） 	<ul style="list-style-type: none"> 給料の減額（継続） 期末手当独自0.15月分引下げ（単年度）
平成14年度	<ul style="list-style-type: none"> 12月昇給延伸の実施（継続） 管理職手当の3%減額措置（継続） 	<ul style="list-style-type: none"> 給料の減額（継続）
平成15年度	<ul style="list-style-type: none"> 12月昇給延伸の実施（継続） 管理職手当の3%減額措置（継続） 退職手当の見直し（支給率の見直し） 	<ul style="list-style-type: none"> 給料の減額（継続） 退職手当の減額 (知事・副知事・出納長 : 10%減額)
平成16年度	<ul style="list-style-type: none"> 12月昇給延伸の実施（継続） 管理職手当の10%減額措置 退職時特別昇給の廃止 旅費の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> 給料の減額（継続） 退職手当の減額（継続） 期末手当の減額 <ul style="list-style-type: none"> 知事 : 10%減額 副知事 : 7%減額 出納長、教育長等 : 5%減額 その他 : 3%減額
平成17年度	<ul style="list-style-type: none"> 12月昇給延伸の実施（継続） 管理職手当の10%減額措置（継続） 昇給停止年齢の引下げ 	<ul style="list-style-type: none"> 給料の減額（継続） 退職手当の減額（継続） 期末手当の減額（継続）

	一般職	特別職												
平成18年度	<ul style="list-style-type: none"> 管理職手当の10%減額措置（継続） 特殊勤務手当の見直し （月額手当の日額化、手当の廃止・統合、対象業務の見直し） 給料表の見直し（平均4.8%引下げ等） 昇給制度の見直し （査定昇給の導入、55歳昇給抑制措置の導入、枠外昇給制度の廃止等） 地域手当の新設 退職手当の見直し （支給率の見直し、調整額の新設） 勤勉手当への勤務実績の反映 <p>※ 12月昇給延伸については平成17年度で終了。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 給料の減額（継続） 退職手当の減額（継続） 期末手当の減額（継続） 												
平成19年度	<ul style="list-style-type: none"> 管理職手当の10%減額措置（継続） 勤勉手当への勤務実績の反映 	<ul style="list-style-type: none"> 給料の減額（継続） 退職手当の継続（継続） 期末手当の減額（継続） 												
平成20年度	<ul style="list-style-type: none"> 給料の減額 行政職は次のとおり減額（他の職種も行政職との均衡により減額。） <p>【管理職】</p> <ul style="list-style-type: none"> 部長・局長級 : 9%減額 課長級 : 8%減額 副課長級 : 6%減額 <p>【一般職員】</p> <ul style="list-style-type: none"> 主任専門員級 : 5%減額 係長・主査・主任級 : 4.8%減額 若手職員 : 4.5%減額 <p>※ 地域手当の2%引下げ含む。 (地域手当)</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>見直し前</th> <th>見直し後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 級地</td> <td>10%</td> <td>8%</td> </tr> <tr> <td>2 級地</td> <td>7%</td> <td>5%</td> </tr> <tr> <td>3 級地</td> <td>5%</td> <td>3%</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 期末・勤勉手当の減額 役職加算・管理職加算を減額することにより、役職に応じて3%～16%減額。 (役職加算率) 20%→10% 10%→6% 15%→7.5% 5%→4% (管理職加算率) 20%→10% 10%→5% 15%→7.5% 管理職手当の減額 管理職全員 10%減額 → 20%減額 初任給基準の引下げ 全職種 2号給引下げ 昇格基準の見直し 行政職3級及び4級について、昇格基準を2年間延伸。 	区分	見直し前	見直し後	1 級地	10%	8%	2 級地	7%	5%	3 級地	5%	3%	<ul style="list-style-type: none"> 給料の減額 <ul style="list-style-type: none"> 知事 : 20%減額 副知事 : 15%減額 教育長等 : 10%減額 防災監等 : 7%減額 地域手当の見直し 2%引下げ (10%→8%) 期末手当の減額 <ul style="list-style-type: none"> 知事 : 30%減額 副知事 : 28%減額 教育長等 : 26%減額 防災監等 : 25%減額 <p>※ 基本額の減額、役職に応じた加算の減額、+0.05月改定見送り等による減額</p> <ul style="list-style-type: none"> 退職手当の減額 <ul style="list-style-type: none"> 知事 : 約20%減額 (支給割合の10%減額を含む。) 副知事 : 約20%減額 (支給割合の10%減額を含む。) <p>(参考) 議員報酬月額減額 県議会においても、行財政構造改革への取組を踏まえ、当分の間、議員の報酬月額等を次のとおり減額する措置が講じられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 議長 : 報酬月額10%減額 加算額25%減額 副議長 : 報酬月額10%減額 加算額25%減額 議員 : 報酬月額10%減額
区分	見直し前	見直し後												
1 級地	10%	8%												
2 級地	7%	5%												
3 級地	5%	3%												

	一般職	特別職
平成21年度	<ul style="list-style-type: none"> ・給料の減額（継続） ・期末・勤勉手当の減額（継続） ・管理職手当の減額（継続） 	<ul style="list-style-type: none"> ・給料の減額（継続） ・期末手当の減額（継続） ・退職手当の減額（継続） （参考）議員報酬月額の見直しについても継続
平成22年度	<ul style="list-style-type: none"> ・給料の減額（継続） ・期末・勤勉手当の減額（継続） ただし、平成22年度に限り、役職加算の減額措置を一部緩和。 （役職加算率）20%→12% 10%→7.8% 15%→9.4% 5%→5% <ul style="list-style-type: none"> ・管理職手当の減額（継続） 	<ul style="list-style-type: none"> ・給料の減額（継続） ・期末手当の減額（継続） ・退職手当の減額（継続） （参考）議員報酬月額の見直しについても継続
平成23年度	<ul style="list-style-type: none"> ・給料の減額（継続） ・期末・勤勉手当の減額（継続） ただし、平成23年度に限り、役職加算の減額措置を一部緩和。 （役職加算率）20%→12% 10%→7.8% 15%→9.4% 5%→4.4～5% <ul style="list-style-type: none"> ・管理職手当の減額（継続） ・旅費の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ・給料の減額（継続） ・期末手当の減額（継続） ・退職手当の減額（継続） （参考）議員報酬月額の見直しについても継続
平成24年度	<ul style="list-style-type: none"> ・給料の減額（継続） ただし、平成25年1月～平成26年3月の間に限り、管理職を除く一般職について一部緩和。 主任専門員級 : 4.8%減額 係長・主査・主任級 : 4.6%減額 若手職員 : 4.3%減額 ※ 地域手当の2%引下げ含む。 <ul style="list-style-type: none"> ・期末・勤勉手当の減額（継続） ただし、平成24年度に限り、役職加算の減額措置を一部緩和。 （役職加算率）20%→12% 10%→8% 15%→9.5% 5%→5% <ul style="list-style-type: none"> ・管理職手当の減額（継続） ・退職手当の見直し（支給率の見直し） 	<ul style="list-style-type: none"> ・給料の減額（継続） ・期末手当の減額（継続） ・退職手当の減額（継続） （参考）議員報酬月額の見直しについても継続
平成25年度	<ul style="list-style-type: none"> ・給料の減額（継続） ・期末・勤勉手当の減額（継続） ただし、平成25年度に限り、役職加算の減額措置を一部緩和。 （役職加算率）20%→11% 10%→8% 15%→9.5% 5%→5% <ul style="list-style-type: none"> ・管理職手当の減額（継続） 	<ul style="list-style-type: none"> ・特別職報酬等審議会の答申を踏まえて、特別職の給料及び退職手当の額の見直しを実施（H25年4月～） 給料 : 5%減額 退職手当 : 25%減額 <ul style="list-style-type: none"> ・給与抑制措置を継続（特別職報酬等審議会の答申による見直しを含む。） (1) 給料の減額 知事 : 20%減額 副知事 : 15%減額 教育長等 : 10%減額 防災監等 : 7%減額

	一般職	特別職
	<p>国の要請に基づき平成25年7月～平成26年3月までの間、国に準拠した水準まで給料の減額を実施。</p> <p>【管理職】 部長・局長級 : 9.7%減額 課長級 : 9.7%減額 副課長級 : 7.7%減額</p> <p>【一般職員】 係長・主査・主任級 : 7.7%減額 若手職員 : 4.7%減額</p> <p>【H25.4.1ラスパイレス指数】 105.8 (参考値 97.8)</p> <p>【減額時点 (H25.7.1) のラスパイレス指数】 100.6</p>	<p>(2) 期末手当の減額 知事 : 35%減額 副知事 : 33%減額 教育長等 : 31%減額 防災監等 : 30%減額</p> <p>(3) 退職手当の減額 知事 : 30%減額 副知事 : 30%減額</p> <p>(参考) 議員報酬月額等の減額についても継続 (特別職報酬等審議会の答申による見直しを含む。) 議長 : 報酬月額10%減額 加算額25%減額 副議長 : 報酬月額10%減額 加算額25%減額 議員 : 報酬月額10%減額</p>
平成26年度 (12月時点)	<ul style="list-style-type: none"> 給料の減額 (継続) 管理職を除く一般職について、0.2%の一部緩和を継続。 期末・勤勉手当の減額 (継続) ただし、平成26年度に限り、役職加算の減額措置を一部緩和。 (役職加算率) 20%→12% 10%→8% 15%→9.5% 5%→5% 管理職手当の減額 (継続) 	<ul style="list-style-type: none"> 給料の減額 (継続) 期末手当の減額 (継続) 退職手当の減額 (継続) <p>(参考) 議員報酬月額等の減額についても継続</p>

(4) ラスパイレス指数の状況 (5年前との比較)



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数 (構成) を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表 (一) 適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 「参考値」は、国家公務員の時限的な (2年間) 給与改定・臨時特例法による給与減額措置が無いとした場合の値である。

(5) 給与改定の状況

ア 月例給

区 分	人事委員会の報告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
平成25年度	409,077円	409,028円 [389,192円]	49円 (0.01%) 〔19,885円〕 (5.11%)	改定なし	改定なし	改定なし

(注) 1 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会報告において公民の4月分の給与額をラスパイレ
ス比較した平均給与月額である。

2 []内は第2次行財政構造改革推進方策を踏まえた減額措置後の額。

イ 特別給(期末・勤勉手当)

区 分	人事委員会の報告				年間支給 月数	(参考) 国の年間支 給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
平成25年度	3.94月	3.95月	△0.01月	改定なし	3.95月	3.95月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支
給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成26年4月1日現在)

ア 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
兵 庫 県	44.3歳	338,000円	436,666円
国	43.5歳	335,000円	—

イ 技能労務職

区 分	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額
兵 庫 県	52.7歳	580人	330,000円	400,516円
うち保安員	50.8歳	29人	327,800円	407,493円
うち用務員	53.9歳	223人	331,600円	402,303円
うち自動車運転員	51.3歳	74人	343,300円	428,240円
国	50.1歳	3,119人	287,992円	—

ウ 高等学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
兵 庫 県	45.4歳	380,900円	449,484円

エ 中学校・小学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
兵 庫 県	42.3歳	356,500円	415,773円

オ 警察職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
兵 庫 県	39.0歳	320,000円	454,060円
国	41.3歳	316,666円	—

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成26年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

(2) 職員の初任給の状況 (平成26年4月1日現在)

区 分		兵庫県
一般行政職	大 学 卒	176,642円 (180,800円)
	高 校 卒	143,131円 (146,500円)
技能労務職	高 校 卒	139,809円 (143,100円)
高等学校教育職	大 学 卒	197,257円 (201,900円)
	短 大 卒	175,372円 (179,500円)
中学校・小学校教育職	大 学 卒	197,257円 (201,900円)
	短 大 卒	175,372円 (179,500円)
警 察 職	大 学 卒	200,188円 (204,900円)
	高 校 卒	168,631円 (172,600円)

(注) () 内は、減額措置を行う前の金額である。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (平成26年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	256,375円	359,408円	378,943円	401,412円
	高 校 卒	209,999円	321,089円	355,600円	370,269円
技能労務職	高 校 卒	—	298,685円	326,950円	347,855円
高等学校教育職	大 学 卒	307,792円	399,478円	421,793円	431,191円
中学校・小学校教育職	大 学 卒	308,531円	394,207円	412,640円	423,976円
	短 大 卒	280,208円	377,639円	400,427円	416,136円
警 察 職	大 学 卒	284,555円	384,106円	400,540円	416,234円
	高 校 卒	249,092円	348,221円	379,592円	402,901円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

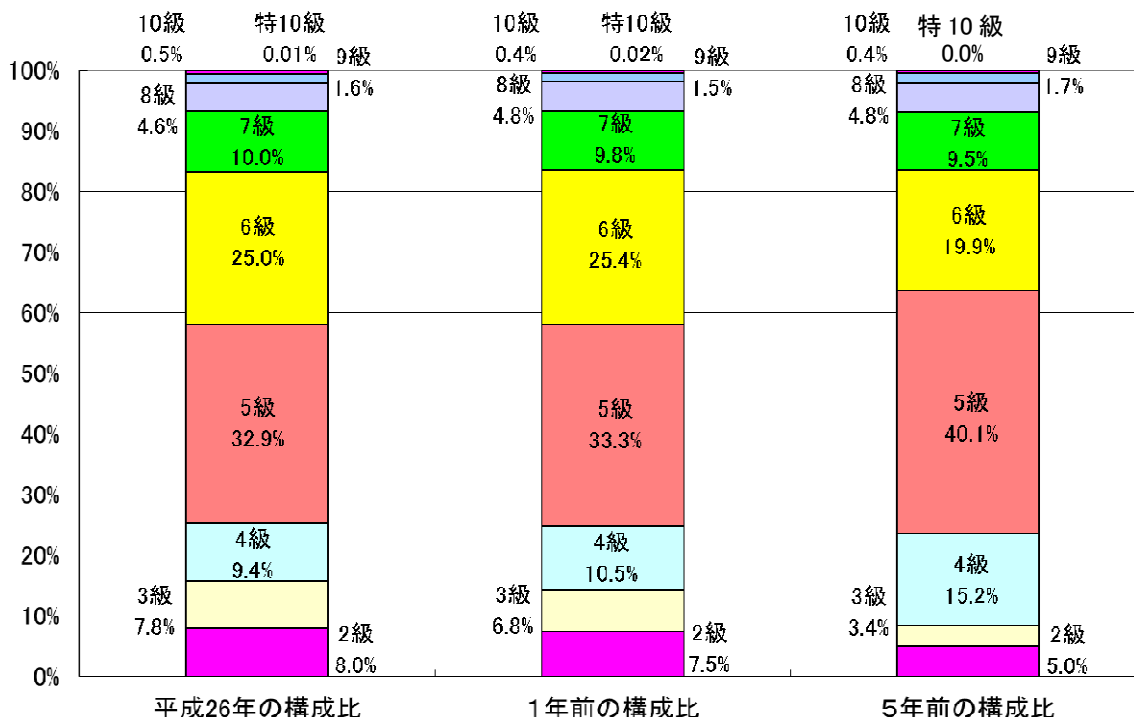
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況

(平成26年 4 月 1 日現在)

区 分	標準的な職務内容		職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
特10級	理事		1人	0.01%	529,900円	570,100円
10級	部長	県民局長	42人	0.5%	465,600円	541,300円
9級	局長	県民局の副局長	126人	1.6%	414,100円	481,300円
8級	課長	地方機関の長	360人	4.6%	367,500円	459,200円
7級	副課長	地方機関の副所長、所長補佐	779人	10.0%	322,100円	425,200円
6級	班長、主幹	地方機関の課長	1,951人	25.0%	290,700円	405,800円
5級	主査	地方機関の課長補佐	2,562人	32.9%	263,500円	385,800円
4級	主任		734人	9.4%	217,300円	353,100円
3級	職員		610人	7.8%	187,700円	296,900円
2級	職員		625人	8.0%	137,600円	244,900円
計			7,790人	100.0%		

(注) 1 本県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数(給与実態調査ベース)である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

職員数の構成比の推移



4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

(平成26年4月1日現在)

兵 庫 県			国		
1人当たり平均支給額(平成25年度決算) 1,803千円			—		
(平成25年度支給割合)			(平成25年度支給割合)		
	期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当
一般職員	2.60 月分	1.35 月分	一般職員	2.60 月分	1.35 月分
特定幹部職員	2.20 月分	1.75 月分	特定幹部職員	2.20 月分	1.75 月分
再任用職員	1.45 月分	0.65 月分	再任用職員	1.45 月分	0.65 月分
(加算措置の状況)			(加算措置の状況)		
職制上の段階、職務の級等による加算措置			職制上の段階、職務の級等による加算措置		
・役職加算	5~20% (抑制後 4~10%)		・役職加算	5~20%	
・管理職加算	10~20% (抑制後 5~10%)		・管理職加算	10~25%	

(2) 退職手当

(平成26年4月1日現在)

兵 庫 県			国		
(支給率)	自己都合	定年・勸奨	(支給率)	自己都合	定年・勸奨
勤続20年	21.62月分	27.025 月分	勤続20年	21.62月分	27.025 月分
勤続25年	30.82月分	36.57 月分	勤続25年	30.82月分	36.57 月分
勤続35年	43.7 月分	52.44 月分	勤続35年	43.7 月分	52.44 月分
最高限度額	52.44月分	52.44 月分	最高限度額	52.44月分	52.44 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職の特例措置 2~20%加算			定年前早期退職の特例措置 2~45%加算		
1人当たり平均支給額	2,935千円	26,293千円	1人当たり平均支給額	—	—

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成25年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

(平成26年4月1日現在)

支給実績(平成25年度決算)		19,758,855千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成25年度決算)		359,160円	
支給対象地域	支給対象職員数	支給率 (条例本則)	国の制度(支給率)
神戸市 尼崎市 西宮市 芦屋市 伊丹市 宝塚市 東京都特別区 (明石市、川西市に所在する 事務所等のうち人事委員 会が定める事務所等)	31,256人	8%	18、15、12、10、6%
姫路市 明石市 川西市	5,074人	5%	3%
上記以外の市町	18,676人	3%	6、3、0%

※H25.7~H27.3の間、国の要請に基づく給与カットに対する地域手当の暫定措置(+2%)を実施

(4) 特殊勤務手当

(平成26年4月1日現在)

支給実績 (平成25年度決算)	2,789,377千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成25年度決算)	108,115円
職員全体に占める手当支給職員の割合 (平成25年度)	37.7%
手当の種類 (手当数)	58
手当の詳細	P.47参照

(注) 支給の根拠となる条例が異なる類似の手当は手当数から除いている。

(5) 超過勤務手当

支給実績 (平成25年度決算)	6,010,931千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成25年度決算)	109,196円
支給実績 (平成24年度決算)	6,165,523千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成24年度決算)	110,420円

(6) その他の手当

(平成26年4月1日現在)

手当名	内 容	支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (25年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給	<ul style="list-style-type: none"> 配偶者 13,000円/月 配偶者以外の扶養親族 6,500円/月 職員に配偶者がいない場合は、職員の扶養親族のうち1人 11,000円/月 ※ 16歳から満22歳までの扶養親族たる子に係る加算額1人につき5,000円/月加算	同	—	千円 6,306,062	円 245,965
住居手当	自ら居住するための住宅等を借り受け、家賃等を支払っている職員に支給	<ul style="list-style-type: none"> 家賃23,000円以下 月額 家賃-12,000円 家賃23,000円超 57,000円以下 月額(家賃額-23,000円) × 1/2 + 11,000円 家賃57,000円超 月額 28,000円(支給限度額) 	異	国は支給限度額 27,000円	千円 3,341,561	円 377,748

手当名	内 容	支給単価	国の制度との異 同	国の制度と異なる内 容	支給実績 (25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (25年度決算)
初任給調整手当	医師等、採用による欠員の補充が困難である職に採用された職員等に支給	採用困難の程度等を考慮して定める職の区分及び採用の日以後の期間の区分に応じて支給 上限額：366,700円/月	異	最高支給額の措置期間の10年間延長	千円 118,354	円 3,586,485
通勤手当	通勤のため、交通機関等を利用している職員又は自動車等を使用している職員等に支給	【公共交通機関利用者】 6箇月定期等廉価な価額による運賃等相当額 最高支給限度額：59,000円	異	国上限額 55,000円	千円 7,795,629	円 156,492
		【交通用具使用者】 通勤距離に応じて支給 自動車 6 km未満 4,200円/月～ (上限額55,000円)	異	国上限額 24,500円		
単身赴任手当	公署を異にする異動等を伴い単身で生活することとなった職員に対して支給	月額 23,000円+加算額 加算額は、配偶者住居との距離に応じて6,000～45,000円/月	同	—	千円 101,901	円 329,777
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対して支給	39,700～139,300円/月 職責に応じた定額	同	—	千円 2,494,523	円 590,420
農林漁業普及指導手当	農林漁業の普及指導に関する事務に従事する職員に支給	給料月額に7/100を乗じた額			千円 68,074	円 325,713
特地勤務手当	離島その他の生活の著しく不便な地に所在する事務所等に勤務する職員に対して支給	給料及び扶養手当の月額に対して、4/100～25/100までの範囲で、公署の区分に応じた一定率を乗じて得た額	同	—	千円 12,623	円 213,949
へき地手当	交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地又は離島に所在する学校又はこれに準ずる学校等に勤務する職員に対して支給	給料及び扶養手当の月額に対して、4/100～25/100までの範囲で、学校の区分に応じた一定率を乗じて得た額			千円 73,136	円 104,034

手当名	内 容	支給単価	国の制度との異 同	国の制度と異なる内 容	支給実績 (25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (25年度決算)
寒冷地手当	毎年11月から翌年3月までの各月の初日において旧美方郡村岡町及び美方町並びにそれら均衡上必要があると認められる事務所に在籍する職員に対して支給	扶養親族のある世帯主である職員:17,800円/月 扶養親族のない世帯主である職員:10,200円/月 その他職員:7,360円/月	同	—	千円 8,298	円 68,016
夜勤手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に対して支給	勤務した時間1時間につき、勤務時間1時間当たりの給与額に25/100を乗じた額	同	—	千円 952,661	円 201,238
宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員に対して支給	4,200円/1回 (職種、勤務内容により増減あり)	同	—	千円 1,294,335	円 261,007
管理職員特別勤務手当	管理職手当を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日等に勤務した場合に支給	4,000円～12,000円/1回	同	—	千円 8,979	円 10,526
定時制通信教育手当	高等学校で本務として定時制又は通信教育に従事する教育職員等に支給	給料月額に10/100を乗じた額(管理職手当を受ける者にあつては8/100)			千円 281,372	円 554,974
産業教育手当	高等学校で農業、水産又は工業に関する産業教育に従事する教育職員に支給	給料月額に10/100を乗じた額			千円 277,250	円 528,095
義務教育等教員特別手当	小学校・中学校、高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校又は養護学校又は特別支援学校に勤務する教育職員に支給	上限額:8,200円/月 職務の級号給に応じた定額			千円 2,464,058	円 73,154

5 特別職の報酬等の状況

(平成26年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等
給 料	知 事	1,139,000円 (1,340,000円)
	副 知 事	949,000円 (1,050,000円)
報 酬	議 長	999,600円 (1,080,000円)
	副 議 長	923,500円 (985,000円)
	議 員	840,000円 (880,000円)
期 末 手 当	知 事	(平成25年度支給割合)
	副 知 事	6月期 1.40月
	副 議 長	12月期 1.55月
		計 2.95月
退 職 手 当	知 事	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期)
	副 知 事	給料月額×在職月数×0.60 38,592,000円 任期ごとに支給できる
		給料月額×在職月数×0.45 22,680,000円 任期ごとに支給できる

- (注) 1 給料は、知事15%、副知事10%を減額している。()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 期末手当は、知事30%、副知事28%を減額している。
 3 退職手当は、知事・副知事ともに約5%を減額している。
 4 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

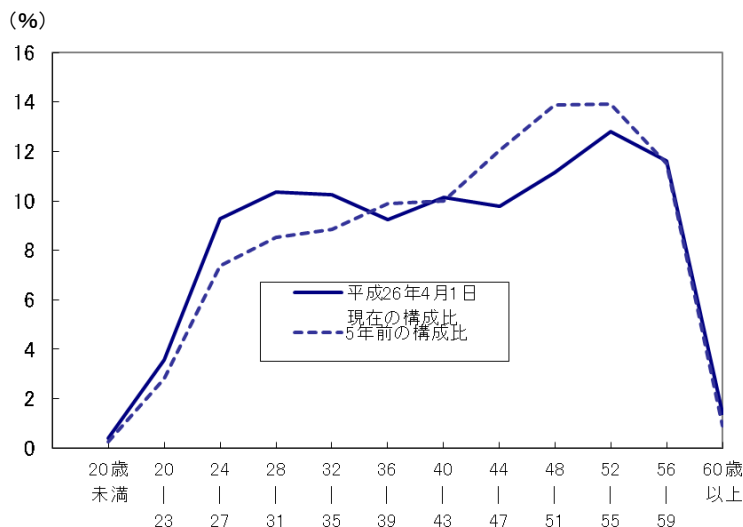
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成25年	平成26年		
普 通 会 計 部 門	議 会	49	47	△ 2	・事務事業の見直し ・業務執行体制の見直し 参考：人口10万人当たり職員数111.0人
	総 務	1,338	1,293	△ 45	
	税 務	535	524	△ 11	
	民 生	468	468	0	
	衛 生	914	893	△ 21	
	労 働	195	190	△ 5	
	農林水産	1,171	1,151	△ 20	
	商 工	232	227	△ 5	
	土 木	1,523	1,483	△ 40	
	計	6,425	6,276	△149	
	教育部門	36,361	36,379	18	学級数増に伴う体制強化
	警察部門	12,230	12,249	19	警察官の体制強化
	小 計	55,016	54,904	△112	参考：人口10万人当たり職員数970.8人
公 営 企 業 等 会 計 部 門	病 院	5,342	5,567	225	・病院医療体制の強化 ・看護体制の強化
	水 道	59	58	△ 1	
	下 水 道	31	29	△ 2	
	そ の 他	140	136	△ 4	
	小 計	5,572	5,790	218	
	合 計	60,588 [66,986]	60,694 [66,916]	106 [△ 70]	参考：人口10万人当たり職員数1073.2人

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。(定員管理調査ベース。ただし被災地に派遣する任期付職員(平成25年：32名、平成26年：51名)を除く。)
 2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況



(平成26年4月1日現在)

分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人 253	人 2,159	人 5,644	人 6,285	人 6,218	人 5,613	人 6,152	人 5,941	人 6,778	人 7,780	人 7,050	人 821	人 60,694

(3) 職員数の推移

(単位：人・％)

部門別 \ 年度	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	7,513	7,172	6,909	6,642	6,425	6,276	△1,237 (△16.5%)
教育	37,005	36,878	36,784	36,961	36,361	36,379	△ 626 (△ 1.7%)
警察	12,199	12,173	12,260	12,235	12,230	12,249	50 (0.4%)
消防	0	0	0	0	0	0	0 (-)
普通会計計	56,717	56,223	55,953	55,838	55,016	54,904	△1,813 (△ 3.2%)
公営企業等会計計	4,868	5,005	5,031	5,413	5,572	5,790	922 (18.9%)
総合計	61,585	61,228	60,984	61,251	60,588	60,694	△ 891 (△ 1.4%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。ただし被災地に派遣する任期付職員(平成25年：32名、平成26年：51名)を除く。

(参考) 一般行政部門の職員数の推移

年度	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
職員数	9,413	9,279	9,154	9,033	8,913	8,788	8,633	8,513	8,279

年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H11比	H19比
職員数	7,947	7,513	7,172	6,909	6,642	6,425	6,276	△3,137 (△33.3%)	△2,003 (△24.2%)

7 公営企業職員の状況

(1) 企業庁の状況

ア 職員給与費の状況

(7) 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考)平成24年度の 総費用に占める職員給 与費比率
平成25年度	千円 21,092,205	千円 2,851,006	千円 1,410,870	% 6.7	% 6.5

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費604,695千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				1人当たり の給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成25年度	人 175	千円 712,103	千円 197,852	千円 293,854	千円 1,203,809	千円 6,879

(注) 職員手当は退職手当を除く。

(4) 特記事項

給与の抑制措置

	一般職	特別職（公営企業管理者）
平成12年度	<ul style="list-style-type: none"> 初任給基準の引下げ 管理職手当の3%減額措置 期末手当独自0.3月分引下げ（単年度） 	<ul style="list-style-type: none"> 給料の減額：5%減額 期末手当の支給内容を国準拠に改正（4.95月→3.75月）
平成13年度	<ul style="list-style-type: none"> 12月昇給延伸の実施 管理職手当の3%減額措置（継続） 期末手当独自0.1月分引下げ（単年度） 	<ul style="list-style-type: none"> 給料の減額（継続） 期末手当独自0.15月分引下げ（単年度）
平成14年度	<ul style="list-style-type: none"> 12月昇給延伸の実施（継続） 管理職手当の3%減額措置（継続） 	<ul style="list-style-type: none"> 給料の減額（継続）
平成15年度	<ul style="list-style-type: none"> 12月昇給延伸の実施（継続） 管理職手当の3%減額措置（継続） 退職手当の見直し（支給率の見直し） 	<ul style="list-style-type: none"> 給料の減額（継続）
平成16年度	<ul style="list-style-type: none"> 12月昇給延伸の実施（継続） 管理職手当の10%減額措置 退職時特別昇給の廃止 旅費の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> 給料の減額（継続） 期末手当の減額：5%減額
平成17年度	<ul style="list-style-type: none"> 12月昇給延伸の実施（継続） 管理職手当の10%減額措置（継続） 昇給停止年齢の引下げ 	<ul style="list-style-type: none"> 給料の減額（継続） 期末手当の減額（継続）
平成18年度	<ul style="list-style-type: none"> 管理職手当の10%減額措置（継続） 特殊勤務手当の見直し（対象業務の見直し） 給料表の見直し（平均4.8%引下げ等） 昇給制度の見直し（査定昇給の導入、55歳昇給抑制措置の導入、枠外昇給制度の廃止等） 地域手当の新設 退職手当の見直し（支給率の見直し、調整額の新設） 勤勉手当への勤務実績の反映 ※ 12月昇給延伸については平成17年度で終了。 	<ul style="list-style-type: none"> 給料の減額（継続） 期末手当の減額（継続）

	一般職	特別職（公営企業管理者）												
平成19年度	<ul style="list-style-type: none"> 管理職手当の10%減額措置（継続） 勤勉手当への勤務実績の反映 	<ul style="list-style-type: none"> 給料の減額（継続） 期末手当の減額（継続） 												
平成20年度	<ul style="list-style-type: none"> 給料の減額 行政職は次のとおり減額（他の職種も行政職との均衡により減額。）。 【管理職】 部長・局長級 : 9%減額 課長級 : 8%減額 副課長級 : 6%減額 【一般職員】 主任専門員級 : 5%減額 係長・主査・主任級 : 4.8%減額 若手職員 : 4.5%減額 ※ 地域手当の2%引下げ含む。 (地域手当) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>見直し前</th> <th>見直し後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 級地</td> <td>10%</td> <td>8%</td> </tr> <tr> <td>2 級地</td> <td>7%</td> <td>5%</td> </tr> <tr> <td>3 級地</td> <td>5%</td> <td>3%</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 期末・勤勉手当の減額 役職加算・管理職加算を減額することにより、役職に応じて3%~16%減額。 (役職加算率) 20%→10% 10%→6% 15%→7.5% 5%→4% (管理職加算率) 20%→10% 10%→5% 15%→7.5% 管理職手当の減額 管理職全員 10%減額 → 20%減額 初任給基準の引下げ 全職種 2号給引下げ 昇格基準の見直し 行政職3級及び4級について、昇格基準を2年間延伸。 	区分	見直し前	見直し後	1 級地	10%	8%	2 級地	7%	5%	3 級地	5%	3%	<ul style="list-style-type: none"> 給料月額の減額 10%減額 地域手当の見直し 2%引下げ (10%→8%) 期末手当の減額 26%減額 ※ 基本額の減額、役職に応じた加算の減額、+0.05月改定見送り等による減額
区分	見直し前	見直し後												
1 級地	10%	8%												
2 級地	7%	5%												
3 級地	5%	3%												
平成21年度	<ul style="list-style-type: none"> 給料の減額（継続） 期末・勤勉手当の減額（継続） 管理職手当の減額（継続） 	<ul style="list-style-type: none"> 給料の減額（継続） 期末手当の減額（継続） 												
平成22年度	<ul style="list-style-type: none"> 給料の減額（継続） 期末・勤勉手当の減額（継続） ただし、平成22年度に限り、役職加算の減額措置を一部緩和。 (役職加算率) 20%→12% 10%→7.8% 15%→9.4% 5%→5% 管理職手当の減額（継続） 	<ul style="list-style-type: none"> 給料の減額（継続） 期末手当の減額（継続） 												
平成23年度	<ul style="list-style-type: none"> 給料の減額（継続） 期末・勤勉手当の減額（継続） ただし、平成23年度に限り、役職加算の減額措置を一部緩和。 (役職加算率) 20%→12% 10%→7.8% 15%→9.4% 5%→4.4~5% 管理職手当の減額（継続） 旅費の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> 給料の減額（継続） 期末手当の減額（継続） 												

	一般職	特別職（公営企業管理者）
平成24年度	<ul style="list-style-type: none"> 給料の減額（継続） ただし、平成25年1月～平成26年3月の間に限り、管理職を除く一般職について一部緩和。 主任専門員級 : 4.8%減額 係長・主査・主任級 : 4.6%減額 若手職員 : 4.3%減額 ※ 地域手当の2%引下げ含む。 期末・勤勉手当の減額（継続） ただし、平成24年度に限り、役職加算の減額措置を一部緩和。 (役職加算率) 20%→12% 10%→8% 15%→9.5% 5%→5% 管理職手当の減額（継続） 退職手当の見直し（支給率の見直し） 	<ul style="list-style-type: none"> 給料の減額（継続） 期末手当の減額（継続）
平成25年度	<ul style="list-style-type: none"> 給料の減額（継続） 期末・勤勉手当の減額（継続） ただし、平成25年度に限り、役職加算の減額措置を一部緩和。 (役職加算率) 20%→11% 10%→8% 15%→9.5% 5%→5% 管理職手当の減額（継続） <p style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 国の要請に基づき平成25年7月～平成26年3月までの間、国に準拠した水準まで給料の減額を実施。 【管理職】 次長級 : 9.7%減額 課長級 : 9.7%減額 副課長級 : 7.7%減額 【一般職員】 係長・主査・主任級 : 7.7%減額 若手職員 : 4.7%減額 </p>	<ul style="list-style-type: none"> 特別職報酬等審議会の答申を踏まえて、特別職の給料の額の見直しを実施（H25年4月～）。 給料の減額 : 5%減額 給与抑制措置を継続（特別職報酬等審議会の答申による見直しを含む。） (1) 給料の減額 : 10%減額 (2) 期末手当の減額 : 31%減額
平成26年度 (12月時点)	<ul style="list-style-type: none"> 給料の減額（継続） 管理職を除く一般職について、0.2%の一部緩和を継続。 期末・勤勉手当の減額（継続） ただし、平成26年度に限り、役職加算の減額措置を一部緩和。 (役職加算率) 20%→12% 10%→8% 15%→9.5% 5%→5% 管理職手当の減額（継続） 	<ul style="list-style-type: none"> 給料の減額（継続） 期末手当の減額（継続）

イ 職員の平均年齢、基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（平成26年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
兵庫県（企業庁）	47.6歳	414,923円	604,166円

(注) 基本給には扶養手当と地域手当を含む。平均月収額には期末・勤勉手当等を含む。

ウ 職員の手当の状況

(7) 期末手当・勤勉手当

(平成26年4月1日現在)

兵庫県（企業庁）			兵庫県（一般行政職）		
1人当たり平均支給額（平成25年度決算） 1,679千円			1人当たり平均支給額（平成25年度決算） 1,803千円		
兵庫県（企業庁）			兵庫県（一般行政職）		
（平成25年度支給割合）			（平成25年度支給割合）		
	期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当
一般職員	2.60 月分	1.35 月分	一般職員	2.60 月分	1.35 月分
特定幹部職員	2.20 月分	1.75 月分	特定幹部職員	2.20 月分	1.75 月分
再任用職員	1.45 月分	0.65 月分	再任用職員	1.45 月分	0.65 月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%（抑制後 4～10%） ・管理職加算 10～20%（抑制後 5～10%）			（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%（抑制後 4～10%） ・管理職加算 10～20%（抑制後 5～10%）		

(4) 退職手当

(平成26年4月1日)

兵庫県（企業庁）			兵庫県（一般行政職）		
（支給率）	自己都合	定年・勸奨	（支給率）	自己都合	定年・勸奨
勤続20年	21.62月分	27.025月分	勤続20年	21.62月分	27.025 月分
勤続25年	30.82月分	36.57 月分	勤続25年	30.82月分	36.57 月分
勤続35年	43.7 月分	52.44 月分	勤続35年	43.7 月分	52.44 月分
最高限度額	52.44月分	52.44 月分	最高限度額	52.44月分	52.44 月分
その他の加算措置 定年前早期退職の特例加算 2～20%加算			その他の加算措置 定年前早期退職の特例措置 2～20%加算		
1人当たり平均支給額 ー 千円 25,699千円			1人当たり平均支給額 2,935千円 26,293千円		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は平成25年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

(7) 地域手当

(平成26年4月1日現在)

支給実績（平成25年度決算）		69,399千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成25年度決算）		396,566円	
支給対象地域	支給率（条例本則）	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
神戸市 尼崎市 西宮市 芦屋市 伊丹市 宝塚市 明石市 川西市 東京都特別区	8%	120人	8%
姫路市	5%	20人	5%
上記以外の市町	3%	35人	3%

※ H25.7～H27.3の間、国の要請に基づく給与カットに対する地域手当の暫定措置（+2%）を実施

(イ) 特殊勤務手当

(平成26年4月1日現在)

支給実績（平成25年度決算）	255千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成25年度決算）	8,793円
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成25年度）	16.6%
手当の種類（手当数）	6
手当の詳細	P.53参照

(ロ) 超過勤務手当

(平成26年4月1日現在)

支給実績（平成25年度決算）	29,312千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成25年度決算）	213,956円
支給実績（平成24年度決算）	22,878千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成24年度決算）	153,544円

(ハ) その他の手当

(平成26年4月1日現在)

手当名	内容及び 支給単価	一般行政職の 制度との異同	一般行政職の 制度と異なる 内容	支給実績 (平成25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成25年度決算)
扶 養 手 当	一般行政職と 同じ	同	-	29,843千円	234,984円
住 居 手 当				6,191千円	309,550円
通 勤 手 当				35,819千円	209,468円
単身赴任手当				0千円	0円
管 理 職 手 当				26,986千円	710,158円
特 地 勤 務 手 当				0千円	0円
寒 冷 地 手 当				0千円	0円
夜 勤 手 当				0千円	0円
管理職員特別 勤務手当				0千円	0円

(2) 病院事業の状況
 ア 職員給与費の状況
 (7) 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考)平成24年度の 総費用に占める職員給 与費比率
平成25年度	千円 104,990,368	千円 △1,480,174	千円 50,201,046	% 47.8	% 50.1

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費73,633千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				1人当たり の給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成25年度	人 5,065	千円 18,271,646	千円 10,263,260	千円 7,278,700	千円 35,813,607	千円 7,071

(注) 1 職員手当は退職手当を除く。
 2 休業中の者を除く。

(4) 特記事項
 給与の抑制措置

	一般職	特別職 (病院事業管理者)
平成14年度	<ul style="list-style-type: none"> 12月昇給延伸の実施 管理職手当の3%減額措置 	<ul style="list-style-type: none"> 給料の減額：5%減額
平成15年度	<ul style="list-style-type: none"> 12月昇給延伸の実施 (継続) 管理職手当の3%減額措置 (継続) 退職手当の見直し (支給率の見直し) 	<ul style="list-style-type: none"> 給料の減額 (継続)
平成16年度	<ul style="list-style-type: none"> 12月昇給延伸の実施 (継続) 管理職手当の10%減額措置 退職時特別昇給の廃止 旅費の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> 給料の減額 (継続) 期末手当の減額：5%減額
平成17年度	<ul style="list-style-type: none"> 12月昇給延伸の実施 (継続) 管理職手当の10%減額措置 (継続) 昇給停止年齢の引下げ 	<ul style="list-style-type: none"> 給料の減額 (継続) 期末手当の減額 (継続)
平成18年度	<ul style="list-style-type: none"> 管理職手当の10%減額措置 (継続) 特殊勤務手当の見直し (月額手当の日額化、手当の廃止・統合、対象業務の見直し) 給料表の見直し (平均4.8%引下げ等) 昇給制度の見直し (査定昇給の導入、55歳昇給抑制措置の導入、枠外昇給制度の廃止等) 地域手当の新設 退職手当の見直し (支給率の見直し、調整額の新設) 勤勉手当への勤務実績の反映 ※ 12月昇給延伸については平成17年度で終了。 	<ul style="list-style-type: none"> 給料の減額 (継続) 期末手当の減額 (継続)

	一般職	特別職（病院事業管理者）												
平成19年度	<ul style="list-style-type: none"> 管理職手当の10%減額措置（継続） 勤勉手当への勤務実績の反映 	<ul style="list-style-type: none"> 給料の減額（継続） 期末手当の減額（継続） 												
平成20年度	<ul style="list-style-type: none"> 給料の減額（医師を除く。） 行政職は次のとおり減額（医師を除く他の職種も行政職との均衡により減額。）。 【管理職】 <ul style="list-style-type: none"> 部長・局長級 : 9%減額 課長級 : 8%減額 副課長級 : 6%減額 【一般職員】 <ul style="list-style-type: none"> 係長・主査・主任級 : 4.8%減額 若手職員 : 4.5%減額 ※ 地域手当の2%引下げ含む。（地域手当） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>見直し前</th> <th>見直し後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1級地</td> <td>10%</td> <td>8%</td> </tr> <tr> <td>2級地</td> <td>7%</td> <td>5%</td> </tr> <tr> <td>3級地</td> <td>5%</td> <td>3%</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 期末・勤勉手当の減額（医師を除く。） 役職加算・管理職加算を減額することにより、役職に応じて3%～16%減額。（役職加算率）20%→10% 10%→6% 15%→7.5% 5%→4% （管理職加算率）20%→10% 10%→5% 15%→7.5% 管理職手当の減額（医師を除く。） 管理職全員 10%減額 → 20%減額 初任給基準の引下げ 全職種 2号給引下げ 昇格基準の見直し 行政職3級及び4級について、昇格基準を2年間延伸。 看護職給料表の見直し 	区分	見直し前	見直し後	1級地	10%	8%	2級地	7%	5%	3級地	5%	3%	<ul style="list-style-type: none"> 給料月額減額 10%減額 地域手当の見直し 2%引下げ（10%→8%） 期末手当の減額 26%減額 <p>※ 基本額の減額、役職に応じた加算の減額、+0.05月改定見送り等による減額</p>
区分	見直し前	見直し後												
1級地	10%	8%												
2級地	7%	5%												
3級地	5%	3%												
平成21年度	<ul style="list-style-type: none"> 給料の減額（継続。医師を除く。） 期末・勤勉手当の減額（継続。医師を除く。） 管理職手当の減額（継続。医師を除く。） 	<ul style="list-style-type: none"> 給料月額減額（継続） 期末手当の減額（継続） 												
平成22年度	<ul style="list-style-type: none"> 給料の減額（継続） 期末・勤勉手当の減額（継続） ただし、平成22年度に限り、役職加算の減額措置を一部緩和。（役職加算率）20%→12% 10%→7.8% 15%→9.4% 5%→5% 管理職手当の減額（継続） 	<ul style="list-style-type: none"> 給料月額減額（継続） 期末手当の減額（継続） 												

	一般職	特別職（病院事業管理者）
平成23年度	<ul style="list-style-type: none"> ・給料の減額（継続） ・期末・勤勉手当の減額（継続） ただし、平成23年度に限り、役職加算の減額措置を一部緩和。 (役職加算率) 20%→12% 10%→7.8% 15%→9.4% 5%→4.4~5% ・管理職手当の減額（継続） ・旅費の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ・給料の減額（継続） ・期末手当の減額（継続）
平成24年度	<ul style="list-style-type: none"> ・給料の減額（継続） ただし、平成25年1月～平成26年3月の間に限り、管理職を除く一般職について一部緩和。 係長・主査・主任級：4.6%減額 若手職員：4.3%減額 ※ 地域手当の2%引下げ含む。 ・期末・勤勉手当の減額（継続） ただし、平成24年度に限り、役職加算の減額措置を一部緩和。 (役職加算率) 20%→12% 10%→8% 15%→9.5% 5%→5% ・管理職手当の減額（継続） ・退職手当の見直し（支給率の見直し） 	<ul style="list-style-type: none"> ・給料の減額（継続） ・期末手当の減額（継続）
平成25年度	<ul style="list-style-type: none"> ・給料の減額（継続。医師を除く。） ・期末・勤勉手当の減額（継続。医師を除く。） ただし、平成25年度に限り、役職加算の減額措置を一部緩和。 (役職加算率) 20%→11% 10%→8% 15%→9.5% 5%→5% ・管理職手当の減額（継続。医師を除く。） <p style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 国の要請に基づき平成25年7月～平成26年3月までの間、国に準拠した水準まで給料の減額を実施 【管理職】 部長・局長級：9.7%減額 課長級：9.7%減額 副課長級：7.7%減額 【一般職員】 係長・主査・主任級：7.7%減額 若手職員：4.7%減額 </p>	<ul style="list-style-type: none"> ・特別職報酬等審議会の答申を踏まえて、特別職の給料及び退職手当の額の見直しを実施（H25年4月～）。 給料：5%減額 退職手当：25%減額 ・給与抑制措置を継続（特別職報酬等審議会の答申による見直しを含む。） (1) 給料の減額：10%減額 (2) 期末手当の減額：31%減額

	一般職	特別職（病院事業管理者）
平成26年度 (12月時点)	<ul style="list-style-type: none"> 給料の減額（継続。医師を除く。） 管理職を除く一般職について、0.2%の一部緩和を継続。 期末・勤勉手当の減額（継続。医師を除く。） ただし、平成26年度に限り、役職加算の減額措置を一部緩和。 (役職加算) 20%→12% 10%→8% 15%→9.5% 5%→5% 管理職手当の減額（継続。医師を除く。） 	<ul style="list-style-type: none"> 給料の減額（継続） 期末手当の減額（継続）

イ 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況 (平成26年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
兵庫県（病院事業）			
医 師	43.5歳	570,933円	1,331,594円
看 護 師	36.3歳	302,516円	470,145円
事務職員	41.3歳	353,436円	570,845円

- (注) 1 基本給には扶養手当と地域手当を含む。平均月収額には期末・勤勉手当等を含む。
 2 事務職員には、薬剤師、臨床検査技師及び放射線技師等の行政職給料表適用者を含む。

ウ 職員の手当の状況

(7) 期末手当・勤勉手当 (平成26年4月1日現在)

兵庫県（病院事業）			兵庫県（一般行政職）		
1人当たり平均支給額（平成25年度決算） 1,475千円			1人当たり平均支給額（平成25年度決算） 1,803千円		
(平成25年度支給割合)			(平成25年度支給割合)		
	期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当
一般職員	2.60月分	1.35月分	一般職員	2.60月分	1.35月分
特定幹部職員	2.20月分	1.75月分	特定幹部職員	2.20月分	1.75月分
再任用職員	1.45月分	0.65月分	再任用職員	1.45月分	0.65月分
(加算措置の状況)			(加算措置の状況)		
職制上の段階、職務の級等による加算措置			職制上の段階、職務の級等による加算措置		
・役職加算 5～20%（抑制後 4～10%）			・役職加算 5～20%（抑制後 4～10%）		
・管理職加算 10～20%（抑制後 5～10%）			・管理職加算 10～20%（抑制後 5～10%）		

(f) 退職手当

(平成26年4月1日現在)

兵庫県（病院事業）			兵庫県（一般行政職）		
（支給率）	自己都合	定年・勸奨	（支給率）	自己都合	定年・勸奨
勤続20年	21.62月分	27.025 月分	勤続20年	21.62月分	27.025 月分
勤続25年	30.82月分	36.57 月分	勤続25年	30.82月分	36.57 月分
勤続35年	43.7 月分	52.44 月分	勤続35年	43.7 月分	52.44 月分
最高限度額	52.44月分	52.44 月分	最高限度額	52.44月分	52.44 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職の特例措置 2～20%加算			定年前早期退職の特例措置 2～20%加算		
1人当たり平均支給額 1,517千円 20,815千円			1人当たり平均支給額 2,935千円 26,293千円		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成25年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

(g) 地域手当

(平成26年4月1日現在)

支給実績（平成25年度決算）		1,838,766千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（平成25年度決算）		363,034円		
支給対象地域		支給率（条例本則）	支給対象職員数	国の制度（支給率）
医師 以外	神戸市 尼崎市 西宮市 明石市	8%	2,725人	12、10、3%
	姫路市	5%	421人	3%
	加古川市 丹波市 洲本市 たつの市	3%	1,292人	3、0%
医師	全地域	15%	627人	15%

※ H25.7～H27.3の間、国の要請に基づく給与カットに対する地域手当の暫定措置（+2%）を実施

(h) 特殊勤務手当

(平成26年4月1日現在)

支給実績（平成25年度決算）	1,344,786千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成25年度決算）	390,472円
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成25年度）	68.0%
手当の種類（手当数）	15
手当の詳細	P.54参照

(ア) 超過勤務手当

(平成26年4月1日現在)

支給実績（平成25年度決算）	3,150,049千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成25年度決算）	498,268円
支給実績（平成24年度決算）	2,931,984千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成24年度決算）	774,633円

(注) 超過勤務手当には夜勤手当を含む。

(イ) その他の手当

(平成26年4月1日現在)

手当名	内容及び 支給単価	一般行政職の 制度との異同	一般行政職の 制度と異なる 内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (25年度決算)
扶 養 手 当	一般行政職 と同じ	同	-	387,720千円	210,147円
住 居 手 当				406,353千円	313,544円
初任給調整手当				1,635,308千円	2,547,209円
通 勤 手 当				633,613千円	151,582円
単身赴任手当				7,274千円	346,381円
管 理 職 手 当				219,566千円	918,687円
宿 日 直 手 当				418,364千円	421,738円

Ⅲ 職員の勤務時間及びその他の勤務条件の状況

1 職員の勤務時間・休暇

(1) 職員の勤務時間・休憩時間

原則として月曜日から金曜日まで

(平成26年4月1日現在)

1週間の勤務時間	開始時間	終了時間	休憩時間
38時間45分	8時45分	17時30分	12時00分～13時00分

(2) 主な休暇等の導入状況

(平成26年4月1日現在)

条例上の休暇の種類(名称)	概要	取得単位
年次休暇	1暦年につき20日 ※ 年の途中で職員となった者は 20日×発令日から年末までの月数/12月=年次休暇日数	1日、半日又は1時間
病気休暇	①公務傷病：任命権者が療養上必要と認める期間 ②精神障害：最長2年以内（90日超は無給） ③その他の傷病：90日以内	1日を単位として引き続く期間 ただし、人工透析の通院治療及び不妊治療の場合は1日又は1時間単位、妊産婦の保健指導等の場合は1時間単位の取得が可能
特別休暇	選挙権その他公民としての権利行使	必要と認められる期間
	裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署への出頭	必要と認められる期間
	骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者として登録の申出を行う場合又は骨髄若しくは末梢血幹細胞を提供する場合	必要と認められる期間
	ボランティア休暇：1暦年につき5日	1日、又は1時間単位
	結婚の場合：週休日、休日及び代休日を除いて連続する5日の範囲内の期間	—
	出産の場合：出産予定日8週間前の日から産後8週間を経過する日までの期間	—
	生後1年6月に達しない生児を育てる場合：1日2回計90分	—
	配偶者の出産補助休暇：3日	1日、半日又は1時間単位
	子育て支援休暇：中学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、その子の看護等を行うため1暦年につき5日（対象となる子が2人以上の場合は10日）	1日、半日又は1時間単位
	親族の喪の場合：親族に応じ異なる（例：配偶者、父母、子の場合、10日等）	—
夏季休暇：6/1～9/30の間に5日	—	

条例上の休暇の種類(名称)	概 要	取得単位
	男性の育児参加のための特別休暇:職員の妻が出産する場合であって、その出産予定日の8週間前の日から産後8週間を経過する日までの期間に出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、勤務しないことが相当であると認められる場合に5日	1日、半日又は1時間単位
	短期介護休暇:負傷、疾病、老齢により2週間にわたり日常生活を営むのに支障のある要介護者(配偶者、父母、子、同居している祖父母等)を職員が介護する必要がある場合に、1暦年につき5日(要介護者が2人以上の場合は10日)	1日、半日又は1時間単位
子育てのための部分休暇	小学校1年生の子を対象とし、いわゆる学童保育施設に迎えに行く場合(無給)	1時間を超えない範囲で30分単位
介護休暇	負傷、疾病、老齢により、2週間にわたり日常生活を営むのに支障のある要介護者(配偶者、父母、子、同居している祖父母等)を職員が介護する必要がある場合に6月の期間内(無給)	1日又は1時間とし、1時間を単位とする場合は1日を通じ、始業時刻又は就業時刻の連続した4時間の範囲内

(3) 育児休業等について

ア 制度の概要

(平成26年4月1日現在)

休業の種類(名称)	概 要	取得単位
育児休業	養育する子が3歳に達する日まで取得が可能	1日単位
育児短時間勤務	養育する子が小学校就学の始期に達するまでの間、短時間勤務をすることが可能 【勤務パターン】 ① 3時間55分/日(週19時間35分) ② 4時間55分/日(週24時間35分) ③ 週3日(週23時間15分) ④ 週2日半(週19時間25分)	—
部分休業	養育する子が小学校就学の始期に達する日まで正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて1日を通じて2時間を超えない範囲内で取得が可能	30分単位

イ 育児休業の取得者数等（平成25年度）

(7) 知事部局等

(単位：人)

	育児休業取得者数	育児短時間勤務者数	部分休業取得者数	平成25年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員（育児休業対象者数）			
				うち育児休業取得者数	うち育児短時間勤務者	うち部分休業取得者数	
男性職員	2	1	4	102	1	0	1
	1	0	2				
女性職員	61	14	50	60	57	2	8
	83	15	50				
計	63	15	54	162	58	2	9
	84	15	52				

(注) 「育児休業取得者数」、「育児短時間勤務者数」、「部分休業取得者数」の欄の上段は、平成25年度に新たに育児休業（育児短時間勤務又は部分休業）を取得した職員数、下段は、育児休業（育児短時間勤務又は部分休業）の期間が平成24年度以前から平成25年度にかけて引き続けている職員数（以下同じ。）。

(4) 教育委員会

(単位：人)

	育児休業取得者数	育児短時間勤務者数	部分休業取得者数	平成25年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員（育児休業対象者数）			
				うち育児休業取得者数	うち育児短時間勤務者	うち部分休業取得者数	
男性職員	6	0	0	230	6	0	0
	2	0	1				
女性職員	721	19	23	721	721	19	23
	981	10	5				
計	727	19	23	951	727	19	23
	983	10	6				

(7) 警察本部

(単位：人)

	育児休業取得者数	育児短時間勤務者数	部分休業取得者数	平成25年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員（育児休業対象者数）			
				うち育児休業取得者数	うち育児短時間勤務者	うち部分休業取得者数	
男性職員	1	0	0	636	1	0	0
	1	0	0				
女性職員	55	3	21	55	55	0	0
	120	4	19				
計	56	3	21	691	56	0	0
	121	4	19				

IV 職員の分限及び懲戒処分の状況

1 分限処分者数（平成25年度）

（単位：人）

区 分	降 任	免 職	休 職	降 給	計
知事部局	0	0	100	0	100
教育委員会	0	0	291	0	291
警察本部	0	1	64	0	65
その他	0	0	84	0	84
計	0	1	539	0	540

2 懲戒処分者数（平成25年度）

（単位：人）

区 分	戒 告	減 給	停 職	免 職	計
知事部局	3	3	3	1	10
教育委員会	6	23	6	4	39
警察本部	1	2	3	2	8
その他	1	0	1	0	2
計	11	28	13	7	59

V 職員のサービスの状況

1 服務規律の遵守に関する取組（平成25年度）

(1) 知事部局等

知事部局等では、職員一人ひとりが全体の奉仕者としての自覚に立って、服務規律を遵守し、清潔で公正な県政を展開する必要があることから、7月に副知事通知「執務姿勢の確立について」を、12月に副知事通知「県民の信頼確保について」を発出し、各部局や各所属においての取組を進めました。

<主な内容>

- ・日常の服務規律の確保について
- ・綱紀肅正について
- ・適正な事務処理について

(2) 教育委員会

教育委員会では、綱紀の保持、服務規律の確保等を図るため、教育長名の通知を発出し、職員に対し、その徹底を図りました。

<主な内容>

- ・日常の服務規律の確保について
- ・執務姿勢の確立について
- ・県民の信頼確保について

(3) 警察本部

警察本部では、県民の安全を守る力強い警察を確立するため、厳正な規律を保持する必要があることから、本部長名の通達を発出し、職員に対し、規律の振粛と各種事故防止について徹底を図り、また、警察署等に対する監察を定期・随時に実施しました。

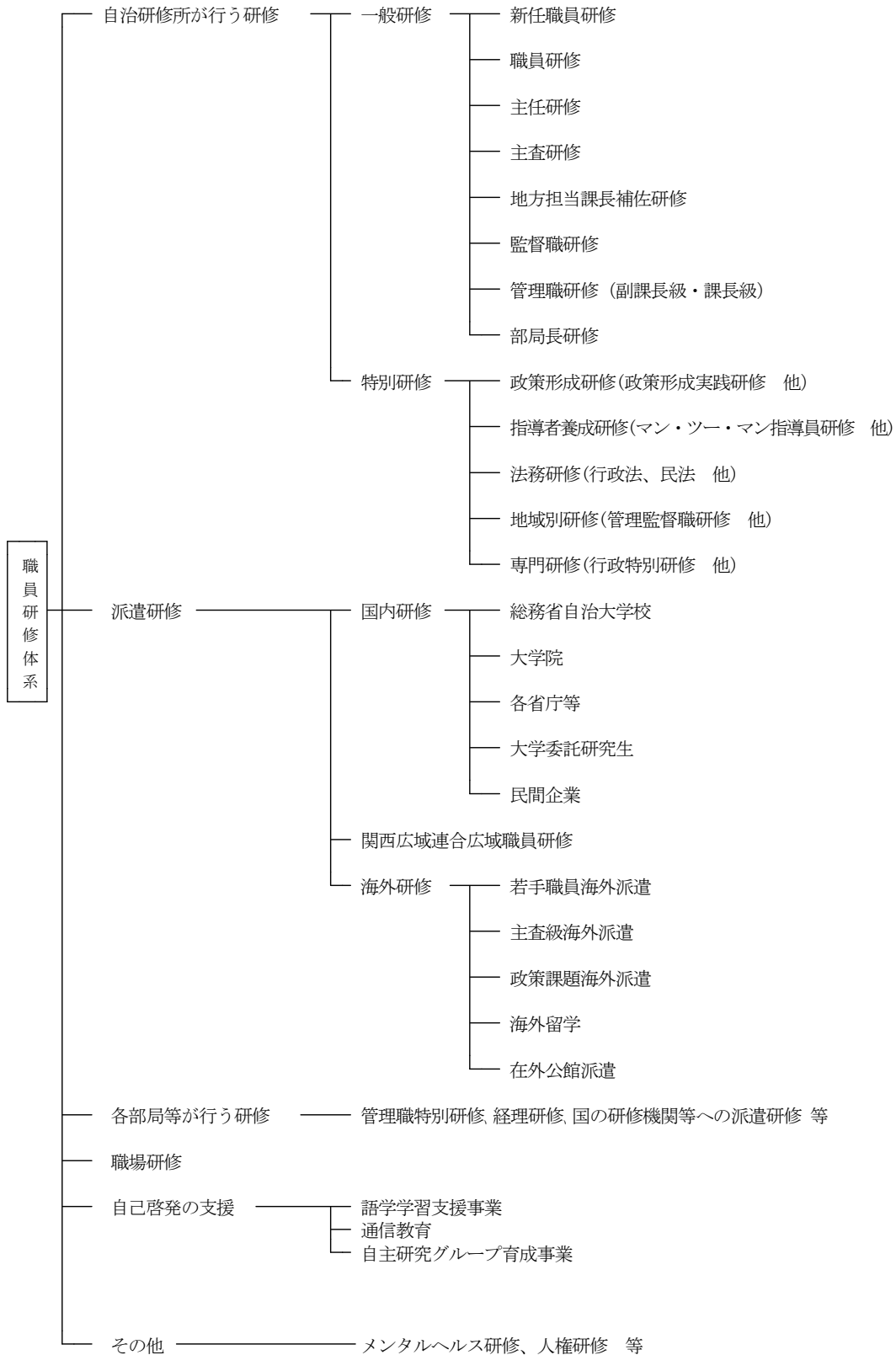
<主な内容>

- ・異動期における規律の振粛について
- ・年末年始における規律の振粛について

VI 職員の研修の状況

1 知事部局

(1) 研修体系 (平成25年度)



(2) 研修内容 (平成25年度)

【一般研修】

研修名	対象者	目 的	1 期 人数	期 数	実施 人数	期間 (日)	時期
新任職員 研修 (前期)	H24. 4. 2～H25. 4. 1の間に行政職及び研究職として採用された職員	公務員・県職員としての意識・心構えの確立を図るとともに、新任職員として必要な基礎的知識や態度の習得	51 50 70 34	4	205	11 11 6 8	4月
新任職員 研修 (東 日本大震 災被災地 へのボラ ンティア 派遣)	H24. 4. 2～H25. 4. 1の間に行政職又は研究職として知事部局に採用された職員	東日本大震災被災地における仮設住宅等でのボランティア活動といった現場体験により、震災復興の課題等について考察	99	1	99	4	6月
新任職員 研修 (後期)	H24. 4. 2～H25. 4. 1の間に行政職及び研究職として採用された職員	県職員としての約半年の経験を踏まえ、県政の現状及び行政課題への認識を深めつつ、職務遂行能力の向上を図り、必要な使命感等の養成	50 51 70 33	4	204	5 5 3 3	11月
職員研修	H25. 4. 1において、上級採用4年目、中級採用6年目、初級採用8年目の職員。ただし、経験者採用職員等を除く。	県政の動向や行政課題を認識するとともに、県職員としての自覚を深め意識を改革	44 47	2	91	3	12～ 1月
主任研修	・H24. 4. 2～H25. 4. 1の間に主任に昇任した職員 ・H24. 4. 2～H25. 4. 1の間に、研究職2級45号以上に昇給した職員	中堅職員としての自覚と役割認識のもとに、主体的に判断し行動する意欲や業務遂行・対人関係能力の養成	38 35 26 29 31	5	159	3	10～ 12月
主査研修	・H24. 4. 1～H25. 3. 31の間に主査に昇任した職員で、監督職でない者 ・H24. 4. 1～H25. 3. 31の間に研究職3級21号以上に昇格した職員で、管理監督職でない者 ※ 行政特別研修修了者及び自治大大学校第1部課程派遣者を除く。	主査として求められる役割認識や資質の涵養、現場で柔軟に対応するために必要とされる能力の養成	58 50 52 50	4	210	2	9～ 10月
地方担当 課長補佐 研修	H24. 4. 2～H25. 4. 1の間に担当係長又は担当課長補佐に昇任した職員	総合的な視野や幅広い識見の涵養、職務遂行能力の養成	31 28	2	59	1	12月
監督職 研修	H24. 4. 2～H25. 4. 1の間に監督職に昇任した職員	施策立案力やマネジメント能力を身につけ、監督職員としての職務遂行能力の養成	37 33 40 42 40	5	192	3	6～ 7月
管理職 (副課長 級) 研修	H24. 4. 2～H25. 4. 1の間に副課長等に昇任した職員	時代潮流を的確に把握するとともに所属長を補佐する管理職としての役割を認識し、管理能力の養成	38 58 53	3	149	2	5～ 6月

研修名	対象者	目 的	1 期 人数	期 数	実施 人数	期間 (日)	時期
管理職 (課長級) 研修	H24. 4. 2~H25. 4. 1の間に、本庁の課長又は地方機関の所長等に昇任した職員	所属の長として、総合的に職場を管理運営し、仕事の成果につなげる能力の養成	36 33	2	69	2	5月
部局長研修	部局長	部局長としての高度な行政的見識の養成	—	—	—	—	管理職特別研修として実施

【特別研修】

研修名	対象者	目 的	1 期 人数	期 数	実施 人数	期間 (日)	時期
政策づくりの基本研修	概ね3年以上の職務経験のある若手・中堅職員	政策づくりの演習を通じた若手職員の政策形成能力の向上	7	1	7	3	2月
政策形成実践研修	主査、主任の職員及び同等の職にある職員 おおむね入庁後5年以上の経験を有する職員	県政の重要な政策課題をテーマとして、フィールドワークなど実践的な演習を通じた政策形成能力の向上	6	1	6	5	8～9月
管理職政策づくり合同研修	・管理職又はこれに準ずる職にある職員 ・地域づくり施策への成果が期待される職員	政策課題に関する有識者らによる講義や討議を通じた政策判断力の向上	19	1	19	1	9月
マン・ツー・マン指導員研修	各所属において、平成25年度新規採用職員のマン・ツー・マン指導員として指定された職員	マン・ツー・マン指導員として必要な知識及び技法の習得	57 57 54	3	168	1	5月
			49 52 54	3			155
公務員倫理特別研修	① 各部署の人事管理・職場運営管理を担う副課長等 ② 各所属において公務員倫理の指導的立場を担う副課長等 ③ ①②に準ずる者として部署長が推薦する管理・監督職	公務員倫理意識の向上と職場におけるリスクマネジメント能力の向上	52	1	52	2	6月
接遇研修リーダー研修	各所属において接遇研修リーダーに指定された職員	職場接遇向上のための知識の習得、県民への対応力の向上	35 80	2	115	1	6～7月
行政法(争訟)研修	行政訴訟に関する基礎知識を習得する必要がある者	損害賠償責任や行政争訟に関する知識の習得	19	1	19	2	8月
民法研修	民法の基礎知識を習得する必要がある者	民法実務に関連する具体例を通じた知識の習得	17	1	17	3	8月
政策法務研修	条例立案等に必要なる法務知識を習得する必要がある者	条例立案等に必要なる知識の習得	6	1	6	3	8月

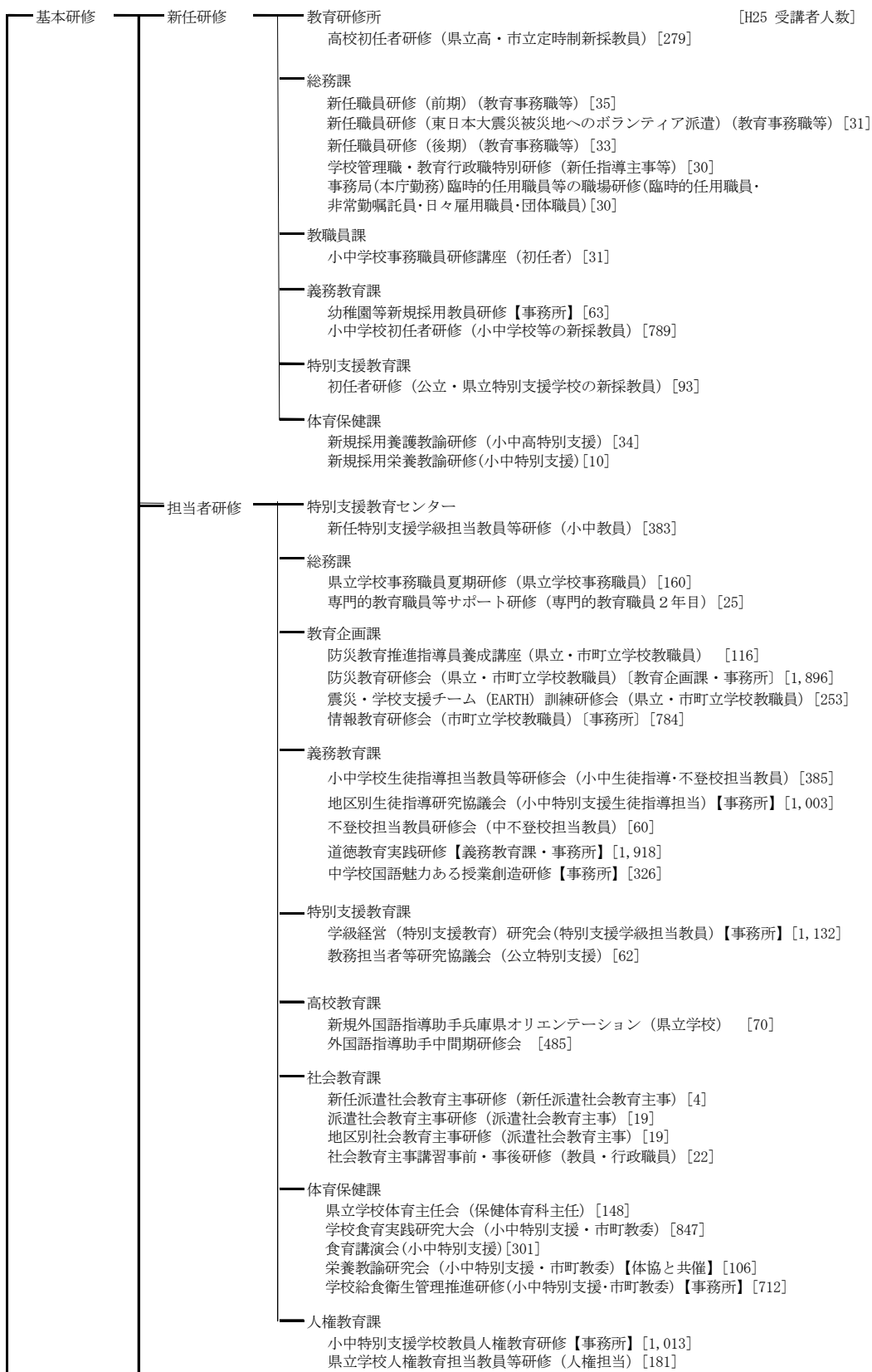
研修名	対象者	目的	1期 人数	期 数	実施 人数	期間 (日)	時期
地域別研修	地方機関の職員	広い視野で現場の課題に柔軟に対応できる職務遂行能力の向上	—	—	1,210	1	県民局単位等で実施
行政特別研修	主査又は地方機関の課長補佐の職にある者で、選考試験に合格した職員	県政遂行に必要な政策企画能力等と幅広い見識の習得	24	1	24	20	7～8月
マネジメントスキル向上研修	①受講を希望する管理職 ②人材育成等に係るマネジメントスキルの習得が必要であると認められる者	部下の意欲と能力を向上させるための実践的マネジメントスキルを習得	14	1	14	2	8月
クレーム対応力向上研修	①受講を希望する管理・監督職 ②①以外で、クレーム対応力の向上を図る必要のある者	近年、増加傾向にある過大要求、不当要求などの悪質なクレームに対する実践的な対応策の習得	53 56	2	109	1	8月
行政職実務研修	技能労務職の職員で平成26年4月1日に行政職への職種転換を行う者	行政職としての心構えや必要な知識の習得等	11	1	11	5	2月
研修企画担当者研修	職員研修の企画・運営を担当する職にあるもの	研修の企画及び研修プログラムの策定に重点を置き、一層効果的な研修技法の習得	15	1	15	1	5月
新任職員研修（しごと支援プログラム採用）	H25.4.1以降に正規就職への就労支援のための県職員臨時採用（しごと支援プログラム）により採用された職員	県職員として必要な基礎的知識及び態度を習得するとともに正規就職につなげるためのキャリアアップを目指す	58 59	2	117	1	4月
			53 62	2	115	1	10月
特別支援プログラム研修	企画県民部長が認定した職員	職務遂行能力の向上や公務員としての自覚を促すなどの支援	2	1	2	6か月	7～12月
職場サポートの実施	実務能力の向上を図る必要がある職員の在職する所属	職務遂行能力の向上に向けた支援	1	1	1	6か月	9～2月
被災地支援に係る兵庫県任期付職員研修	平成25年4月1日付け及び4月2日付けで被災地支援に係る兵庫県任期付職員に採用された職員	兵庫県職員として被災地支援を行う心構えや派遣先市町における業務に対する知識の習得	28	1	28	3	4月

【自己啓発】

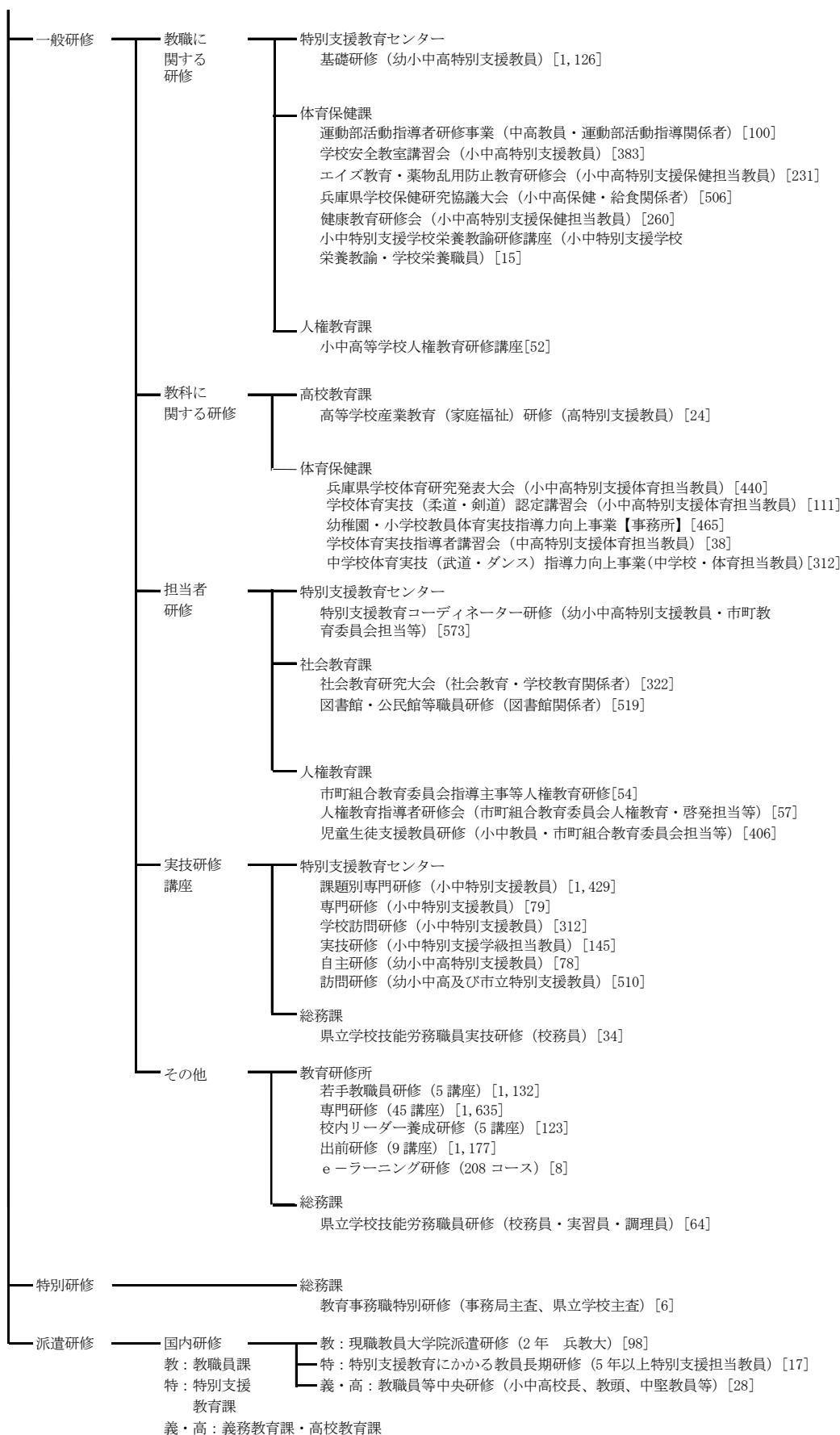
研修名	対象者	目的	1期 人数	期 数	実施 人数	期間 (日)	時期
語学学習 支援事業	県職員（臨時的任用職員、非常勤嘱託員等を含む。）	語学能力の向上と外国文化等に対する理解の促進	—	—	5	1年 間随 時	4～ 3月
通信教育 講座	県職員（臨時的任用職員、非常勤嘱託員等を含む。）	職員の主体的な自己啓発を促進するため、通信教育講座の受講を支援	—	286 コース	29	1年 間随 時	4～ 9月、 10～ 3月
自主研究 グループ 育成事業	各種行政課題について自主的な研修をグループで行おうとする職員	自主的に研究を行うグループの活動を奨励することにより、自己啓発意欲と県職員として必要な知識・能力等の向上	—	—	3 グル ープ	9か 月	6～ 2月

2 教育委員会

(1) 研修体系 (平成25年度)



- 経年研修
 - 教育研修所
 - 5 年次高等学校教員研修（5 年次県立高・市立定時制教員）[163]
 - 10 年経験者研修（経 10 年県立高・市立定時制教員）[71]
 - 15 年次高等学校教員研修（15 年次県立高・市立定時制教員）[87]
 - 行政職員研修（県立学校行政職員）[17]
 - 主任研修（県立学校行政職員）[4]
 - 主査研修（県立学校行政職員）[13]
 - 担当課長補佐研修（県立学校行政職員）[17]
 - 教職員課
 - 小中学校事務職員研修講座 I（行政職 2 級）[29]
 - 小中学校事務職員研修講座 II（行政職 3・4 級）[22]
 - 小中学校事務職員研修講座 III（行政職 5 級）[24]
 - 小中学校事務職員研修講座 IV（行政職 6・7 級）[44]
 - 義務教育課
 - 小・中・特別支援学校教職経験者研修（5 年次小中特別支援教員）【事務所】[753]
 - 10 年経験者研修（経 10 年小中特別支援教員）【事務所】[352]
 - 教職経験者（中堅職員）研修（15 年次小中特別支援教員）【事務所】[236]
 - 10 年経験者研修（経 10 年幼稚園教員）[19]
 - 特別支援教育課
 - 5 年次特別支援学校教員研修（5 年次県立特別支援教員）[23]
 - 10 年経験者研修（経 10 年県立特別支援教員）[15]
 - 15 年次特別支援学校教員研修（15 年次県立特別支援教員）[20]
 - 体育保健課
 - 5、15 年次養護教諭経験者研修 [61]
 - 10 年経験者研修（経 10 年養護教諭）[20]
 - 5、15 年次栄養教諭経験者研修[4]
 - 栄養教諭 10 年経験者研修 [1]
- 部科長研修
 - 義務教育課
 - 幼児教育研修会（園長、教諭等）[678]
 - 高校教育課
 - 職業関係部科長等研究協議会（職業関係部科長・農場長）[59]
 - 県立高等学校教務部長会（含市立高）[163]
- 主幹教諭研修
 - 教職員課
 - 主幹教諭研修（県立学校主幹教諭）[62]
 - 主幹教諭研修（市町立学校主幹教諭）[364]
- 管理職研修
 - 教育研修所
 - 学校経営研修講座（新任校長）【義務教育課】[189]
 - 県立学校学校経営研修講座（新任校長）[37]
 - 総務課
 - 県立学校事務長研修[162]
 - 教職員課
 - 県立学校管理職候補者名簿登載者研修 [155]
 - 学校管理職・教育行政職特別研修（新任教頭等）[236]
 - 義務教育課
 - 地区別学校経営研究協議会（小中特別支援校長・教頭）【事務所】[1, 746]
 - 高校教育課
 - 県立学校管理職研修（校長・教頭）[392]
 - 人権教育課
 - 小中特別支援学校管理職人権教育研修（校長・教頭）【事務所】[857]
 - 県立学校管理職人権教育研修（校長・教頭）[393]

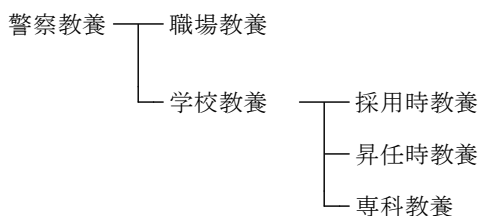


(2) 研修内容（平成25年度）

区 分	研修の概要	受講者人数
基本研修	全員若しくは該当者全員が参加する研修	21,376人
新任研修	新任教職員等を対象とした研修	1,458人
担当者研修	担当者を対象とした研修	12,430人
経年研修	経験年数等による研修	1,995人
部科長研修	各学校の部長（主任）、学科長を対象とした研修	900人
主幹教諭研修	主幹教諭を対象とした研修	426人
管理職研修	管理職を対象とした研修	4,167人
一般研修	希望者の応募による研修	12,720人
特別研修	主査の職にある者で、選考試験に合格した者を対象とした研修	6人
派遣研修	国内外の大学等への派遣を伴う研修	143人

3 警察本部

(1) 教養の体系（平成25年度）



(2) 教養内容（平成25年度）

研修名		対象者	目的	実施人数	実施回数	期間	
採用時教養	初任科	新たに採用した警察職員	高い倫理観の醸成と初動対応力及び現場適応力の基礎を養成	短期課程	310	2	6箇月間
				長期課程	180	2	10箇月間
	初任補修科			短期課程	250	2	2箇月間
				長期課程	82	2	3箇月間
一般職員初任科				23	1	4週間	
昇任時教養	警部補任用科		各級幹部として必要な知識・技能の修得	48	1	2週間	
	巡查部長任用科			24	1	2週間	
専科教養	部門別任用科	各種専門職種別の対象者	社会情勢や犯罪情勢の変化に対応した専門的な実務教養	4 課程	310	11	2～4週間
	総警務部			9 課程	930	26	3～10日間
	刑事部			16課程	333	18	5～17日間
	生活安全部			7 課程	147	8	5～9日間
	地域部			6 課程	263	12	5～16日間
	交通部			7 課程	150	10	5～33日間
	警備部			5 課程	118	5	5～9日間

Ⅶ 職員の勤務成績の評定の状況

1 勤務成績の評定の概要 (平成26年4月1日現在)

区 分	内 容
目 的	職員の勤務の実績並びに執務に関連してみられた職員の能力及び適性等を記録し、職員の指導監督の有効指針とし、かつ、人事異動その他人事行政運営上の公正な基礎資料とし、もって職員の能率の発揮及び増進を図る。
対象者及び 評定の時期	(知事部局等) 毎年10月1日基準 (教育委員会) 教職員：毎年10月1日基準 (警察本部) 警視以下の警察官及び同相当職以下の一般職員：毎年1月1日基準

2 目標管理制度の概要 (平成26年4月1日現在)

区 分	内 容
目 的	社会経済情勢の変化や多様化する住民ニーズに的確に対応していくため、組織目標に基づく個人の目標を設定し、目標への挑戦、自己評価、上司からの指導助言を通じて、組織の活性化と公務能率の向上を推進するとともに、職員の能力開発を図る。
対 象 者	(知事部局) 管理職 (教育委員会) 教育委員会事務局職員については管理職 学校については校長、副校長
評価時期	各年度の目標達成度について、毎年9月(学校については10月～11月)に中間評価、2月～3月に年度末評価を実施

3 昇給への勤務成績の反映状況 (知事部局)

<p>勤務成績の評定に基づき、勤務成績が良好である者を選考し、決定している(平成26年1月1日昇給時)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「極めて良好」(標準より2号給上位)に決定された者 857名(13.5%) ・「特に良好」(標準より1号給上位)に決定された者 897名(14.2%) ・「良好でない又は極めて良好でない」に決定し昇給号給数を標準より下位とした者 42名(0.7%) <p>※ 標準は、「良好」</p>
--

4 勤勉手当への勤務実績の反映状況 (知事部局)

<p>目標管理制度対象者は、目標管理制度における評価に基づき、功績が認められる者を選考し、決定している。また、目標管理制度対象者以外は、勤務成績の評定に基づき、功績が認められる者を選考し、決定している。(平成26年6月期勤勉手當時)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「特に優秀」(標準の2割増し)に決定された者 355名(6.2%) ・「優秀」(標準の1割増し)に決定された者 1,841名(32.0%) ・「不良」に決定し成績率を標準より割落とした者は 36名(0.6%) <p>※ 標準は、「良好」</p>

Ⅷ 職員の福祉及び利益の保護の状況

(平成26年4月1日現在)

労働安全衛生体制

職員の健康障害の防止、健康の保持増進を図るため、「労働安全衛生法」に基づき、職場の安全・衛生に関する事項を調査審議する安全衛生委員会の設置や職場環境の改善を行う産業医、衛生管理者等の選任を行っています。

(法令等に基づき選任している主な職)

- ・統括安全衛生管理者（安全衛生管理者の指揮、業務統括）
- ・安全衛生管理者（衛生管理者の指揮等）
- ・産業医（職員の健康管理、健康診断の実施、衛生教育の実施等）
- ・安全管理者（職員数50人以上の所属の安全に関する業務の管理）
- ・衛生管理者（職員数50人以上の所属の衛生に関する業務の管理）
- ・安全衛生推進者、衛生推進者（職員数10人以上50人未満の所属の安全や衛生に関する業務の管理）

健康診断、健康教育・面接指導

職員が健康で公務に専念できるよう、「労働安全衛生法」に基づく定期健康診断や特定の業務に従事する職員を対象とした特殊業務従事者健康診断及びがん検診等を行っています。

また、定期健康診断受診後のフォローや生活習慣病の予防、改善のための健康教育・保健指導等の実施、長時間の時間外勤務を行った職員に対する面接指導等を行っています。

(主な健診項目)

- ・定期健康診断（問診、身体計測、視力、聴力、胸部X線間接撮影、血圧、尿、心電図、血液）、胃検診等のがん検診、特殊業務従事者健康診断、VDT作業従事者健康診断

(主な健康教育・保健指導・面接指導)

- ・特定保健指導、健康診断の事後相談、長時間の時間外勤務を行った職員に対する産業医の指導

職員相談事業

職員、退職者、家族の精神的、経済的な不安・悩み・心配ごとの相談に応え、解消することによって、明るい職場づくりを目的として、本庁・警察本部や地方機関・警察署に職員相談員を配置しています。

(相談内容)

- ・一般相談 職場や日常生活等の一般的な悩み相談
- ・専門相談 弁護士や税理士による（法律・税務）専門相談
- ・交通事故相談 公務中や私用中の交通事故に関する相談

体育文化事業

職員の体力向上と元気回復のため、職員会館・職員福利センターのトレーニング室の設置、文化教養やボランティアへの参加意識を高めるため、職員時報の発行や職員ふれあいセンターの運営を行っています。

(主な事業)

- ・体育事業 職員会館・職員福利センターのトレーニング室の設置
- ・文化事業 職員時報の発行
- ・ボランティア活動推進 職員ふれあいセンターの運営

職員公舎

職員の生活の安定及び大規模災害や重大な事件事故に対応するため、職員公舎及び待機宿舍等の設置、管理を行っています。

(設置戸数)

【知事部局】	1,013戸	(内訳)	世帯用：452戸、	単身用：561戸)
【教育委員会】	842戸	(内訳)	世帯用：745戸、	単身用：97戸)
【警察本部】	2,010戸	(内訳)	世帯用：1,226戸、	独身寮：784戸)

メンタルヘルス対策事業

職員自らのストレスへの気づきを支援するストレスチェックの実施、専門職員の職場訪問による予防、心身の不調を感じた場合に気軽に相談することができる専門医等による相談窓口の設置、療養者が円滑に職場復帰するための支援を行っています。

また、こころの健康管理に対する研修などを行っています。

【知事部局】

- ・ ストレスチェック
定期健康診断時のストレスチェック
- ・ 予防
専門職員（保健師）による職場訪問相談
- ・ 相談体制
健康なやみ相談、精神科医による相談
- ・ 職場復帰支援
ならし出勤制度
- ・ 研修
管理監督職（所属長、副課長・副所長、班長・主幹・地方機関課長等）対象のメンタルヘルス研修

【教育委員会】

- ・ 相談体制
精神保健の専門医・臨床心理士による面接相談（メンタルヘルス相談）
- ・ 研修
校長、教頭を対象としたメンタルヘルス研修
- ・ 職場復帰支援
リワーク支援プログラム、教員フォローアッププログラム、プレリワークプログラム、プレ出勤制度

【警察本部】

- ・ 相談体制
カウンセラーによる相談（心の相談室）、健康管理センター医師、保健師による相談、職員相談室、専門相談員による相談
- ・ ストレスチェック
人事異動者を対象としたメンタルヘルスチェック
- ・ 研修等
幹部職員を対象としたメンタルヘルスセミナーの開催、教養資料の配付
- ・ 職場復帰支援
ならし出勤制度
予後観察期間を設け、指導区分に基づいた業務付与

子育て支援の状況

次世代育成支援対策推進法に基づき、特定事業主行動計画を策定し、「職員一人ひとりが働きやすく、安心して子育てができる『元気』あふれる職場づくりの実現」を目指して取組を進めています。

(主な取組)

【知事部局】

- ・特定事業主行動計画「県職員子育てサポートプラン」の策定 (H17策定、H20改訂、H22改訂)
- ・職員の子育て支援に関する条例の制定 (H21)
- ・子育てに関する制度等の周知
「子育て支援に関する手引き」の作成・改訂 (H17作成、H20改訂)
- ・子育て職員の支援
育児休業等の取得に係る事務引継の実施 (H19～)
両立支援制度の拡充：配偶者出産休暇の日数増加、部分休業の対象の拡大 (H19～)
育児短時間勤務制度の新設 (H20～)
再度の育児休業の対象の拡大 (H21～)
育児休業等の取得要件の拡大 (H22～)
「男性職員の子育て参加ガイド」の作成 (H20作成、H22改訂)
- ・子育てしやすい職場環境づくり
管理監督職向けの研修の実施 (H18～)
毎月第3水曜日を「家族の日」運動推進のための「全庁ノー残業デー」に設定 (H20～)

【教育委員会】

- ・特定事業主行動計画「～子育て支援ひょうごプラン～次世代育成支援のための特定事業主行動計画」の策定 (H17)
- ・職員の子育て支援に関する条例の制定 (H21)
- ・子育て支援に関する制度等の周知
- ・子育て職員の支援
育児休業等の取得に係る事務引継の実施 (H19～)
両立支援制度の拡充：配偶者出産休暇の日数増加、部分休業の対象の拡大 (H19～)
育児短時間勤務制度の新設 (H20～)
再度の育児休業の対象の拡大、育児休業等の取得要件の拡大 (H22～)
「育児参加を考える男性の皆さんへ」の作成 (H20作成、以後毎年改訂)
- ・子育てしやすい職場環境づくり
毎月第3水曜日を「家族の日」運動推進のための「全庁ノー残業デー」に設定 (H20～)

【警察本部】

- ・特定事業主行動計画「兵庫県警察次世代育成支援対策特定事業主行動計画」の策定 (H17策定、H22改正)
- ・子育て支援に関する制度等の周知
「育児休業取得者プログラム、妊娠・出産・育児に関して取得できる休暇等の一覧」等の作成・配信 (H17作成、以後順次改正)
- ・子育て職員の支援
両立支援制度の拡充：配偶者出産休暇の日数増加、部分休業の対象の拡大 (H19～)
育児短時間勤務制度の新設 (H20～)
「のじぎく休暇実施要領について」の改正による年次休暇の取得奨励 (H20～)
「育児休業者の職場復帰支援セミナー」(H24～)
- ・子育てしやすい職場環境づくり
週のうち1日を定時退庁日に設定 (H17～)

【 参 考 】

1 行財政構造改革推進方策における定員管理の数値目標（数・率）

計画期間		数値目標										
始期	終期											
平成 20 年度	平成 30 年度	<p>・事務事業や組織の徹底した見直し等により、次の部門において、平成20～30年度の間約30%の定員削減を行う。</p> <p>【平成20～30年度におおむね3割の定員削減を行う部門】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>削減数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般行政部門</td> <td>△約2,700人</td> </tr> <tr> <td>教育部門（教育委員会の県単独教職員・事務局職員）</td> <td>△約 390人</td> </tr> <tr> <td>警察部門（事務職員）</td> <td>△約 110人</td> </tr> <tr> <td>公営企業部門（企業庁、病院局の医療職員以外の職員）</td> <td>△約 200人</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 教育部門（教育委員会の法定教職員）、警察部門（警察官）、公営企業部門（病院局の医療職員）は法令等の配置基準に基づき適正配置</p>	区 分	削減数	一般行政部門	△約2,700人	教育部門（教育委員会の県単独教職員・事務局職員）	△約 390人	警察部門（事務職員）	△約 110人	公営企業部門（企業庁、病院局の医療職員以外の職員）	△約 200人
区 分	削減数											
一般行政部門	△約2,700人											
教育部門（教育委員会の県単独教職員・事務局職員）	△約 390人											
警察部門（事務職員）	△約 110人											
公営企業部門（企業庁、病院局の医療職員以外の職員）	△約 200人											

2 民間の類似職種の給与（平成25年4月1日現在）

	平均年齢 (歳)	平均給与月額 (円)	本県類似職種との 平均給与月額比	年収ベース (円)	本県類似職種との 年収ベース比
守 衛	54.2	246,200	1.63	3,417,900	1.85
用 務 員	53.7	202,700	1.97	2,809,400	2.25
自家用自動車運転手	57.9	282,300	1.50	3,752,400	1.77

※ 民間データは賃金構造基本統計調査において公表されているデータ（期間を定めて日々雇用されている者等を含む。）を使用している（平成22～24年の3箇年平均）。

※ 本県類似職種との比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※ 年収ベースのデータは平均給与月額を12倍したものに、民間においては前年に支給された年間賞与の額、本県類似職種においては前年度に支給された期末・勤勉手当を加えた試算値である。

3 特殊勤務手当について

【知事部局】

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
税務事務手当	県税事務所に勤務する職員	下記の業務のうち知事が指定するもの (1) 納税義務者等との間で行う県税の賦課に関する指導、相談、徴収に関する折衝 (2) 納税義務者等に対する県税の賦課、徴収に関する調査 (3) 県税の滞納処分に係る事務等	日額 600円 (特に困難な業務については日額800円)
航空手当	当該業務に従事する職員	航空機に搭乗して行う災害予防、災害応急対策又は救急の業務に従事したとき。	1時間 1,900円 (飛行中の航空機から降下して行う業務は1日870円加算)

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
消防訓練手当	消防学校に勤務する職員	<p>下記の業務のうち知事が指定するもの</p> <p>(1) 放水訓練</p> <p>(2) 救助訓練</p> <p>(3) 燃焼物を使用して行う消火訓練</p>	日額 450円
社会福祉業務手当	当該業務に従事する職員	<p>(1) 児童福祉法に基づいて児童又はその保護者等と面接して行う相談、指導、調査、判定又は一時保護に関する業務のうち知事が指定するもの</p> <p>(2) 身体障害者福祉法に基づいて身体障害者と面接して行う相談又は調査に関する業務のうち知事が指定するもの</p> <p>(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づいて精神障害者と面接して行う相談又は調査に関する業務のうち知事が指定するもの</p> <p>(4) 生活保護法に基づいて生活困窮者又はその扶養義務者等と面接して行う保護の相談、指導又は調査に関する業務のうち知事が指定するもの</p> <p>(5) 売春防止法に基づいて要保護女子と面接して行う相談、指導、調査、判定又は一時保護に関する業務のうち知事が指定するもの</p> <p>(6) 知的障害者福祉法に基づいて知的障害者と面接して行う相談又は調査に関する業務のうち知事が指定するもの</p> <p>(7) 母子及び寡婦福祉法に基づいて母子家庭等の児童又はその保護者等と面接して行う相談又は調査に関する業務のうち知事が指定するもの</p> <p>(8) 児童虐待の防止等に関する法律に基づいて児童又はその保護者等と面接して行う相談、指導、調査、判定又は一時保護に関する業務のうち知事が指定するもの</p> <p>(9) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づいて配偶者から暴力を受けた被害者等又はその配偶者と面接して行う相談に関する業務のうち知事が指定するもの</p> <p>(10) (1)～(9)に掲げる業務に類するものとして、知事が指定する業務</p> <p>(11) 児童の保護又は生活指導に関する業務のうち施設に入所中の児童と起居を共にする職員</p> <p>(12) 児童の保護又は生活指導に関する業務のうちその他の職員</p>	<p>(1)～(10) 日額 800円</p> <p>(11)月額 28,400円</p> <p>(12)月額 13,800円</p>
精神結核保健業務手当	<p>(1) 当該業務に従事する職員</p> <p>(2) 健康福祉事務所又は保健所に勤務する保健師</p>	<p>(1) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による調査若しくは診察、診察の立会い又は入院措置をするための護送に従事したとき。</p> <p>(2) 在宅している精神病患者若しくは結核患者の居宅を訪問して行う当該患者の療養若しくは看護の指導又は健康福祉事務所内において精神病患者若しくは結核患者に対する療養若しくは看護の指導に従事したとき。</p>	<p>(1)日額 330円</p> <p>(2)日額 280円</p>

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
放射線作業手当	(1) 知事が指定する行政機関又は施設（以下「指定行政機関等」という。）に勤務する職員 (2) 指定行政機関以外の行政機関又は施設で知事の指定するものに勤務する職員	エックス線その他の放射線を人体に対して照射する業務又は放射性物質を人体に対して用いる作業	日額 900円 （1箇月当たりの被曝放射線量が基準以上の場合、月額7,000円）
有害物等取扱作業手当	(1) 知事が指定する行政機関又は施設に勤務する職員（月額でその額が定められている手当の支給を受ける職員を除く。） (2) 知事が指定する行政機関、施設等に勤務する職員 (3) 環境衛生指導員である職員 (4) 知事が指定する本庁又は行政機関に勤務する職員 (5) 知事が指定する行政機関に勤務する職員 (6) 知事が指定する行政機関又は施設に勤務する職員	(1) 毒物、劇物等を使用して行う化学分析作業若しくは化学検査作業のうち人体に有毒なガス、蒸気若しくは粉じんの発生を伴う作業又は工業材料若しくは工業製品の分析、検定若しくは鑑定作業のうち特に危険を伴うおそれのある作業として知事が指定する作業に従事したとき。 (2) 大気汚染防止法による立入検査のうち、ばい煙発生施設又は特定施設に係る事故時の検査に従事したとき。 (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律による立入検査のうち、し尿処理施設、ごみ処理施設又は産業廃棄物処理施設に係る知事が指定する検査に従事したとき。 (4) 供用中の流域下水道の管渠内又は終末処理場の知事が指定する施設内において行う検査、調査若しくは補修の作業又はこれらの作業の当該施設内における指導監督に従事したとき。 (5) 温室における農薬散布作業に2時間以上従事したとき。 (6) 鳥獣の死体の撤去作業に従事したとき。	(1)～(5) 日額 280円 (6)日額 260円
感染症防疫作業手当	当該業務に従事する職員	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する感染症が発生し、又は発生するおそれのある場合において、感染症患者若しくは感染症の疑いのある患者の救護又は感染症の病原体の付着した、若しくは付着の危険のある物件の処理に従事したとき。	日額 300円

手当の 名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する 支給単価
衛生検査 作業手当	健康福祉事務所、保健所、健康科学研究センターの衛生検査室に勤務する職員	・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する感染症の病原体又は結核菌の検菌又は培養の作業 ・人体から採取した検体の検査	日額 900円
解剖等作 業手当	知事が指定する医師	人の死体の検案、解剖若しくは処理作業に従事したとき又は人の死体の解剖補助作業に従事したとき。	日額 1,600円
解剖等作 業手当の特 例	東日本大震災に対処した知事が指定する医師	1日10人以上の死体の検案、解剖若しくは処理作業、又は解剖補助作業に従事したとき。	日額 3,200円
麻薬取締 員手当	麻薬及び向精神薬取締法の規定による麻薬取締員	司法警察員として行う麻薬の事故・事件調査	日額 1,300円
食肉検査 作業手当	食肉衛生検査センターに勤務する職員	と畜検査又は食鳥検査	日額 1,100円
狂犬病予 防等作業 手当	健康福祉事務所又は動物愛護センターに勤務する職員及び動物愛護センターの動物管理事務所に勤務する職員(狂犬病予防専従職員を除く。)	狂犬病予防等のための予防注射、検診、野犬の捕獲作業等	日額 800円
職業訓練 指導員等 手当	県立ものづくり大学校(姫路職業能力開発校)、県立但馬技術大学校(豊岡職業能力開発校)、県立神戸高等技術専門学院、県立障害者高等技術専門学院及び兵庫障害者職業能力開発校において職業訓練に従事する職員	—	月額 26,800円
爆発物取 締作業手 当	当該業務に従事する職員	火薬類検査、高圧ガス設備検査又は高圧ガスメーターの検査等の作業に従事したとき。	日額 360円
教務手当	知事が指定する施設に勤務する職員	入所中の講習生等に対する実習、授業その他の教務を担当する職員のうち、知事が指定する者	月額 26,100円
種雄牛取 扱作業手 当	知事が指定する施設の職員	精液の採取等のために種雄牛を御する作業のうち知事が指定するもの	日額 260円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価	
家畜保健衛生業務手当	当該業務に従事する職員	家畜伝染病予防法に基づく農場への立入検査、注射等	日額 1,100円	
漁業取締調査手当	(1) 当該業務に従事する職員 (2) 農林水産技術総合センターに勤務する職員	(1) 漁業取締船に乗り組み、漁業の取締りに従事したとき。 (2) 船舶に乗り組み、水産資源の調査研究に係る水産動植物の採捕作業に従事したとき。	日額 (1)取締手当額 500円 (2)調査手当額 380円	
特殊現場作業手当	当該業務に従事する職員	(1) ダム建設作業現場において特に危険を伴うおそれのある作業又はその作業の指導監督に従事したとき。 (2) 掘削中のトンネルの坑内における掘削作業若しくはその作業の坑内における指導監督に従事したとき等 (3) 地上若しくは低水位の水面上10mを超える高所又はしゅん険な崖のうち、特に危険を伴うおそれのある場所（以下「高所」という。）における作業又は高所におけるその作業の指導監督に従事したとき。 (4) 地表面下4m以上の深所（以下「深所」という。）における作業又はその作業の深所における指導監督に従事したとき。 (5) 建築基準法に規定する昇降機又は工作物の検査に従事したとき。 (6) 潜水による作業又はその作業の潜水による指導監督に従事したとき。	日額 330円 （(1)及び(3)については地上又は低水位の水面上20mを超える箇所で行われたときは430円） (6)日額 700円 （潜水深度30mを超えるときは1,400円）	
特殊現場作業手当の特例	当該業務に従事する職員	東京電力株式会社福島第一原子力発電所の敷地内において行う作業	原子炉建屋内	日額 40,000円
			原子炉建屋及び免震重要棟以外	日額 13,300円
		警戒区域において行う作業	免震重要棟内	日額 3,300円
			屋外 ※	日額 6,600円
		帰還困難区域において行う作業	屋内	日額 1,330円
			屋外 ※	日額 6,600円
		居住制限区域において行う作業	屋内	日額 1,330円
			屋外 ※	日額 3,300円
		計画的避難区域において行う作業	屋内	日額 660円
			屋外 ※	日額 5,000円
			屋内	日額 1,000円
※1日の作業時間が4時間に満たない場合の手当額は、上記手当額に60/100を乗じた額				

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
用地取得等交渉手当	知事が指定する行政機関等に勤務する職員	庁舎外において農業土木事業、土木事業又は県営住宅事業の施行に伴う用地の取得若しくは使用、補償若しくは住宅の建替えのための交渉又は土地改良事業の施行に伴う換地のための交渉のうち知事が指定するものに従事したとき。	日額 700円 (ただし、正規の勤務時間以外の時間又は休日等の正規の勤務時間での交渉のときは800円加算)
水上作業手当	当該業務に従事する職員	(1) 水上における灯浮標の設置、交換、撤去若しくは修理又は蓄電池の交換の作業に従事したとき。 (2) 水上におけるダム管理のために浮遊物の除去作業に従事したとき。 (3) 水上における水質又は汚泥等の調査研究のうち、知事が指定する作業に従事したとき。	日額 280円
道路管理作業手当	右記業務に従事する職員	交通を遮断することなく行う道路の維持・修繕等の作業のうち知事が指定するもの	日額 300円
除雪作業手当	当該業務に従事する職員	知事が指定する除雪等の作業に従事したとき。	日額 450円 (作業の全部又は一部が午前0時から午前7時までの間に行われたときは1,050円、特に困難を伴う作業のときは200円加算)
水防災害応急作業手当	知事が指定する行政機関に勤務する職員	道路、河川の堤防等のうち、豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある堤防等において行う巡回監視又は当該堤防等における重大な災害が発生した箇所若しくは発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業若しくは応急作業のための災害状況の調査に従事したとき。	・巡回監視 日額 450円 ・応急作業等 日額 650円 (日没時から日出までは600円加算) (知事が著しく危険であると認める区域内の作業は100/100加算)
公物管理作業手当	当該業務に従事する職員	庁舎外において、道路、河川等の管理上必要な調査等のうち著しく困難を伴うもの、県営住宅の明渡しに関する作業のうち知事が指定するもの又は代執行に従事したとき。	日額 280円
交代制変則勤務等手当	当該業務に従事する職員	(1) 正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が午後10時から翌日の午前7時までの間において行われる業務に従事したとき。 (2) 正規の勤務時間(休日等に割り振られた勤務時間を除く。)以外の時間に行われる知事の指定する業務に従事したとき。 (3) 勤務の一部又は全部が12月29日から翌年1月3日までの間において行われる知事の指定する業務に従事したとき。	(1) ・2時間未満 1回 500円 ・2時間以上 1回 600円 ・全時間 1回 1,100円 (2) 1回 1,620円 (3) ・勤務時間を割り当てられた場合 3,500円 ・勤務を命ぜられた場合 3,100円

【技能労務職】

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
狂犬病予防等作業手当	健康福祉事務所又は動物愛護センターに勤務する動物愛護技術員	狂犬病予防等のため、予防注射、検診、野犬の捕獲又は個別訪問等の作業に従事したとき。	日額 1,000円
家畜ふん尿取扱作業手当	県立農林水産技術総合センターに勤務する試験研究技術員その他知事が指定する職員	家畜のふん尿の処理作業に1日2時間以上従事したとき。	日額 280円
衛生検査作業手当	右記の業務に従事した職員	(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する感染症の病原体又は結核菌の検菌又は培養の作業 (2) 人体から採取した検体の検査のうち知事が指定するもの	日額 900円

※ 上記以外の手当については、一般職員の例による。

【企業庁】

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
特殊現場作業手当	当該業務に従事する職員	(1) ダム建設について特に危険な作業又はその指導監督 (2) トンネルの坑内における作業又はその指導監督 (3) 地上若しくは低水位の水面上10mを超える高所又はしゅん険な崖のうち、特に危険な場所における作業又はその指導監督 (4) 地表面下4m以上の深所における作業又はその指導監督	日額 330円 ((1) 及び (3) で地上又は低水位の水面上20mを超える箇所で行われたときは430円)
水上作業手当	当該業務に従事する職員	水上における船舶を利用して行う浮遊物の除去作業、水質調査のための採水作業及び灯浮標の管理業務のうち、企業庁長の指定したもの	日額 280円
用地取得等交渉手当	地方機関に勤務する職員	庁舎外における用地の取得若しくは使用又は補償のための交渉	日額 700円 (正規の勤務時間外(休日の正規の勤務時間を含む。)に交渉した場合800円を加算)
水道業務手当(平成25年度末で廃止)	当該業務に従事する職員	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が、午後10時から翌日の午前5時までの間において行われる水道用水又は工業用水の供給に関する機械及び施設の運転・保守・監視の業務	1勤務 770円 (1人勤務の場合960円)

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
管路巡視等作業手当	当該業務に従事する職員	水道用水又は工業用水の供給に関する管路の保守及び巡視並びに水源池の管理の現場作業	日額 200円
水質検査作業手当	当該業務に従事する職員	水質検査作業のうち、毒物、劇物及び特定毒物を使用して行う加熱分解又は抽出の作業	日額 280円

【病院局】

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
精神結核保健業務手当	当該業務に従事する職員	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による調査若しくは診察、診察の立会い又は入院措置をするための護送	日額 330円
放射線作業手当	当該業務に従事する職員	(1) エックス線その他の放射線を人体に対して照射する業務	日額 900円 (1箇月当たりの被爆放射線量が基準以上の場合、別途月額7,000円)
		(2) 放射性物質を用いた撮影及び治療業務	
結核病棟等勤務手当	(1) 病院に勤務する医師、保育士若しくは作業療法士である職員又は看護業務の補助に従事する職員	(1) 結核病棟、感染症病棟、精神科病棟における結核患者、感染症患者又は精神科患者の診察、保育若しくは作業療法又は看護業務の補助	1日につき、給料及びこれに対する地域手当の月額合計額に4/100を乗じた額に次の調整数を乗じた額を21で除して得た額 ①院長の職にある医師、自動車運転員、洗濯長、主任洗濯員又は洗濯員 … 1 ②上記以外の医師、保育士若しくは作業療法士又は看護業務の補助に従事する職員 … 2
	(2) 県立淡路医療センターに勤務する自動車運転員	(2) 精神科患者を輸送するための自動車運転の業務	
	(3) 県立光風病院・柏原病院の洗濯長、主任洗濯員又は洗濯員	(3) 洗濯の業務	
感染症防疫作業手当	当該業務に従事する職員	感染症患者の救護又は感染症の病原体の付着した物件の処理	日額 300円
衛生検査作業手当	当該業務に従事する職員	(1) 人体から採取した検体の検査	日額 900円
		(2) (1)の補助作業	日額 300円
解剖等作業手当	職員(医師・歯科医師職給料表の適用を受ける職員を除く。)	人の死体の解剖補助作業	日額 1,600円
看護業務手当	病院に勤務する看護師、准看護師	(1) 光風病院及びその他の病院の結核病棟等における結核患者、感染症患者又は精神科患者の看護業務	(1)月額 21,500円
		(2) ICU(集中治療室)等における重症患者の看護業務	(2)月額 6,500円

手当の 名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する 支給単価
精神科病院勤務手当	光風病院に勤務する職員で精神科患者に接することを常例とする者	—	月額 4,400円
教務手当	次の学校に勤務する職員 ・柏原看護専門学校 ・淡路看護専門学校	入所中の講習生等に対する実習、授業その他の教務	月額 26,100円
夜間看護等手当	(1) 病院に勤務する看護師（看護業務の補助に従事する者を含む。）	(1) 正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後10時から翌日午前5時までの間）に行われる看護等の業務	深夜の一部を含む勤務 ・深夜勤務が4時間以上 1回 3,700円 ・深夜勤務が2時間以上4時間未満 1回 3,200円 ・深夜勤務が2時間未満 1回 2,200円 ・深夜の全部を含む勤務 1回 6,800円
	(2) 病院に勤務する職員	(2) 勤務の一部又は全部が12月29日から翌年の1月3日までの間の日に行われる業務	勤務 1回 3,500円 宿日直 1回 3,100円
交代制変則勤務等手当	当該業務に従事する職員	(1) 正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が午後10時から翌日の午前7時までの間に行われる業務	(1) ・2時間未満 1回 500円 ・2時間以上 1回 600円 ・全時間 1回 1,100円
		(2) 正規の勤務時間以外の時間に行われる救急医療その他管理者の指定する業務	(2) 1回 1,620円
診療応援手当	医師・歯科医師職給料表の適用を受ける職員	県立病院相互の間等で行う診療の応援の業務（入院患者の病状の急変等に対処するための当直勤務を含む。）	①当直勤務以外 従事時間数 ・3時間以上 1回 15,000円 ・3時間未満 1回 9,000円 ②当直勤務 従事時間数 ・5時間以上 1回 7,000円 ・5時間未満 1回 3,500円 ③在勤する県立病院において他の県立病院の患者の検体に係る病理診断に従事した場合 1日につき1,000円に患者数を乗じて得た額（1日の上限15,000円）。

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
			④小児科を標榜する医療機関で行う診療応援業務で、その一部又は全部が深夜において行われるものに従事したとき 1回 45,000円 ⑤診療応援に関する協定を締結する大学で行う場合 従事時間数 ・3時間以上 1回 7,500円 ・3時間未満 1回 5,000円
特殊診療手当	(公社)日本麻酔科学会が認定する指導医、専門医、認定医又は厚生労働省が認定する標榜医の資格を有する職員	マスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔業務	①指導医・専門医 ・4時間超 1件 6,800円 ・2時間超4時間まで 1件 4,600円 ・2時間まで 1件 3,800円 ②認定医・標榜医 ・4時間超 1件 3,400円 ・2時間超4時間まで 1件 2,300円 ・2時間まで 1件 1,900円
	医師である職員	「ハイリスク分娩(妊娠)管理加算」の対象症例に該当する患者の分娩(妊娠)管理業務又は「母体・胎児集中治療室」に収容する患者の分娩(妊娠)管理業務	1日につき、1,300円に分娩(妊娠)管理を行った患者数を乗じて得た額
		正規の勤務時間(休日等に割り振られた勤務時間を除く。)以外の時間における分娩業務	1分娩につき10,000円
	管理職手当の支給を受ける医師又は歯科医師である職員	正規の勤務時間(休日等に割り振られた勤務時間を除く。)外における、入院患者の病状の急変等への対処その他の特に困難を伴う業務として管理者が指定するもの(「緊急診療業務」)	3時間超 1回 20,000円 1時間超3時間まで 1回 10,000円

手当の 名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する 支給単価
航空手当	当該業務に従事する職員	航空機に搭乗して行う救急業務（当該業務を行うための教育訓練を含む。）	1時間につき 1,900円
		管理者の指定する業務（消防機関等の要請により、航空機に搭乗して行う救急の業務及び緊急を要する施設間搬送業務）	業務1回につき 1,900円
救急外来 業務手当	医師・歯科医師職 給料表の適用を受 ける職員	救急告示医療機関及び精神科救急医療機関において、夜間又は休日に、救急外来患者（対象時間帯に受け付けた患者に限る。）に対して行う診療報酬の算定対象となる診断、治療等の業務	夜間（午後5時30分～ 翌日午前8時45分） 15,000円/勤務1回 休日（午前8時45分 ～午後5時30分） 10,000円/勤務1回

【教育委員会】

手当の 名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する 支給単価
特殊業務 手当	小学校、中学校、 高等学校、中等教 育学校、特別支援 学校に勤務する職 員	次の業務で、心身に著しい負担を与えると認めるもの (1) 学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務で次に掲げるもの ア 非常災害時における児童若しくは生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務 イ 非常災害時における学校に設置された避難所の運営等の救助の業務 ウ 児童又は生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務 エ 児童又は生徒に対する緊急の補導業務 (2) 修学旅行、林間学校、臨海学校等において、児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの (3) 対外運動競技等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの、又は週休日若しくは休日等に行うもの (4) 学校の管理下において行われる部活動における児童又は生徒に対する指導業務で、週休日、休日等又は半日勤務時間を割り振られている日に行うもの (5) 入学試験における受験生の監督、採点又は合否判定の業務	(1)ア日額 6,400円 重大な災害で、 週休日又は休 日等の場合 4,000円 （7時間45分 を超えた場合 2,400円加算） イ 人事委員会の 承認を得て規 則で定める額 ウ日額 6,000円 エ日額 6,000円 (2)日額 3,400円 (3)日額 3,400円 (4)日額 2,400円 (5)日額 900円
教育業務 連絡調整 手当	小学校、中学校、 高等学校、中等教 育学校、特別支援 学校に勤務する教 諭のうち、その職	(1) 主任等で、教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言 (2) 市若しくは町又は組合の教育委員会が定める学校の管理運営に関する教育委員会規則の規定により置かれる主任等で(1)と同様の職務	日額 200円

手当の 名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する 支給単価
	務が困難である職務を担当する主任等		
多学年学級担当手当	小学校又は中学校の2の学年児童又は生徒で編成されている学級における授業又は指導を担当する職員	—	日額 290円
夜間学級担当手当	夜間学級を置く中学校に勤務する教頭、主幹教諭、教諭及び助教諭である職員のうち、夜間に勤務することを本務とする職員	—	給料（教職調整額を含む。）月額額の10/100（管理職手当を受ける者は8/100）
昼夜間等兼務手当	当該業務に従事する教頭、主幹教諭、教諭及び講師	(1) 昼間課程の授業を本務とする者 夜間課程の授業又は通信教育の面接指導の業務 (2) 夜間課程の授業を本務とする者 昼間課程の授業又は通信教育の面接指導の業務	1時間 2,800円
舎監手当	正規の勤務時間以外の時間に特別支援学校又は高等学校の寄宿舎において舎監として舎務に1時間以上従事した昼間課程又は夜間課程の授業を本務とする職員	(1) 特別支援学校の舎監業務 (2) 高等学校の舎監業務	(1) 1回 2,000円 (2) 1回 1,200円
農業実習指導手当	農業に関する学科を置く高等学校に勤務する職員	宿直勤務又は日直勤務中における農業実習についての生徒の指導	1回 1,100円 （業務が5時間未満の場合 550円）
夜間定時制勤務手当	県立高等学校に勤務する事務職員のうち、夜間課程を置く高等学校に勤務する者で正規の勤務時間が夜間にあるもの	夜間課程の業務	日額 250円
特別支援学校業務手当	行政職員等のうち特別支援学校に勤務する者	児童及び生徒の教育に付随する業務	月額 4,700円

【警察本部】

手当の 名称	主な支給対象 職員	主な支給対象業務	左記職員に対する 支給単価
1号 刑事作業	(1) 捜査本部において当該作業に専従する職員として登録した職員 (2) 当該作業に専従する職員として登録した職員 (1を除く。)	犯罪の予防及び捜査並びに被疑者の逮捕の作業 (警察庁舎内における作業については、被疑者等の取調べに限る。)	(1) ・捜査本部が設置 されてから30日 間 日額 840円 ・その他の期間 日額 560円 (2)日額 560円
1号の2 銃砲等特 別作業	当該作業に従事する職員	(1) 現に被疑者が銃砲又は爆発物(以下「銃砲等」という。)を使用している事件現場における犯罪の捜査又は被疑者の逮捕の作業	(1) ・固定配置以外の場合 日額 1,640円 ・固定配置の場合 日額 1,100円
		(2) 現に銃砲等を所持する被疑者の逮捕の作業 (1を除く。)	(2) ・固定配置以外の場合 日額 1,100円 ・固定配置の場合 日額 820円
		(3) 銃砲等が使用された暴力団抗争事件において固定配置による犯罪の予防の作業	(3)日額 820円
		(4) 暴力団等から危害を受けるおそれのある者として本部長等が指定したものの保護のため、身辺警戒及び固定配置による犯罪の予防の作業	(4)日額 820円
1号の3 海外犯罪 情報収集 作業	当該作業に従事する職員として警察本部長が指定する者	犯罪情報の海外における収集作業	日額 1,100円
2号 鑑識作業	当該作業に専従する職員として登録した職員	指紋、手口、足こん跡、写真等を利用して行う犯罪鑑識又は理化学、法医学、心理学若しくは銃器弾薬等の知識を利用して行う鑑定の作業	日額 ・現場鑑識 560円 ・その他の鑑識 280円
3号 自動二輪 車等運転 作業	当該作業に専従する職員として登録した職員	高速道路等以外の道路における交通取締用自動車及び無線自動車の事件・事故等に伴う緊急走行運転作業(交通捜査作業に該当するものを除く。)	・自動二輪車の運転 日額 560円 ・無線自動車の運転 日額 420円
4号 特殊車運 転作業	当該作業に専従する職員として登録した職員	運転免許試験場の施設外において行う運転免許試験車の運転作業	日額 300円
5号 警察用船 舶運航作 業	当該作業に専従する職員	警察用船舶の緊急配備、事件・事故等の現場、水難救助の訓練における運航作業	日額 250円

手当の 名称	主な支給対象 職員	主な支給対象業務	左記職員に対する 支給単価
6号 交通捜査 作業	当該作業に専従する職員として登録した職員	道路上における人の死傷（軽傷は除く。）を伴う交通事故事件、悪質又は危険な交通法令違反の捜査及び暴走族の取締の作業、前記作業に伴う交通整理、歩行者の保護活動、渋滞時の交通誘導、緊急時の避難誘導等の作業	日額 ①高速道路等 ・夜間の交通捜査 1,260円 ・昼間の交通捜査 840円 ・交通整理 460円 ②その他の道路 ・夜間の交通捜査 840円 ・昼間の交通捜査 560円 ・交通整理 310円
8号 警ら作業	当該作業に専従する職員として登録した職員	事件・事故等の現場における警ら作業	日額 340円
11号 看守作業	当該作業に従事する職員	看守作業	日額 250円
12号 立入検査 作業	当該作業に従事する職員で本部長が指定する者	火薬類又は高圧ガスの取締りのための立入検査の作業	日額 280円
13号 潜水作業	当該作業に従事する機動隊員又は当該作業に必要な技術を有する職員で本部長が指定する者	潜水作業	日額 450円
14号 災害救助 作業、救 助作業	当該作業に従事する職員又は当該作業に必要な技術を有する職員で本部長が指定する者	危険を伴う救助作業	日額 ・災害現場における 災害救助 840円 （危険区域又は人命救 助作業は840円加算） ・その他 450円
14号 災害救助 作業の特 例	東日本大震災の災害現場において当該作業に従事する職員	危険を伴う救助作業に引き続き5日以上従事した場合	日額 1,680円 （危険区域又は人命 救助作業は840円加 算）
15号 死体取扱 作業	(1) 当該作業に専従する職員として登録した職員	(1) 検視及び解剖立会の作業	(1) 日額 3,200円
	(2) 当該作業に従事する職員（(1)を除く。）	(2) 死体取扱作業	(2) 日額 ・解剖補助及び損 傷著しい死体取 扱い 3,200円 ・その他 1,600円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
15号 死体取扱 作業の特 例	上記(1)の職員	東日本大震災に対処するための検視、解剖立会及び死体の収容等の作業	日額 3,200円 (1日に10体以上の死体を取り扱った場合は3,200円を加算)
	上記(2)の職員	東日本大震災に対処するための検視、解剖補助及び死体の収容等の作業	日額 ・解剖補助及び損傷著しい死体の取扱い 3,200円 (1日に10体以上の死体を取り扱った場合は3,200円を加算) ・その他 1,600円 (1日に10体以上の死体を取り扱った場合は1,600円を加算)
	当該作業に従事する職員	東日本大震災に対処するために死体を収容している施設において死体又は死体が納められているものを取り扱う作業(検視、解剖立会及び解剖補助を除く。)	日額 ・損傷著しい死体の取扱い 2,000円 ・その他 1,000円
16号の2 国際緊急 援助活動 業務	当該業務に従事する職員で本部長が指定する者	国際緊急援助隊の派遣に関する法律第2条に規定する国際緊急援助活動業務	日額 4,000円 (心身に著しい負担を与える場合2,000円、心身に著しい緊張を与える場合4,000円以内で加算)
16号の3 警護等作 業	(1) 当該作業に専従する職員として登録した職員	(1) 側近警衛又は身辺警護の作業	(1)日額 ・天皇等の警衛 1,150円 ・その他の警護対象者の警護 640円
	(2) 当該作業に従事する職員	(2) 核原料物質等を輸送する車両に追従し、又は先導して行う輸送警備作業	(2)日額 640円
17号 夜間特殊 業務	当該業務に従事する職員で本部長が指定する者	正規の勤務時間による勤務が深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間)において行われる業務	①深夜の全部 1回 1,100円 ②深夜の一部 ・2時間以上 1回 730円 ・2時間未満 1回 410円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
18号 爆発物処理等作業	(1) 当該作業に従事する職員として登録した職員	(1) 爆発物又はその疑いのある物の処理作業	(1) 1件 5,200円
	(2) 当該作業に従事する職員	(2) 特殊危険物質等に対して直接行う検知、鑑識、鑑定、収容、除去その他の警察活動又は容器等に封入されている特殊危険物質等に対して行う鑑識、収容、移動等に係る作業	(2) ・特殊危険物質等が発散又は漏えいしている現場において行う作業 1件 4,600円 ・特殊危険物質等が発散又は漏えいするおそれのある現場において行う作業 1件 2,600円
	(3) 当該作業に従事する職員	(3) 特殊危険物質による被害の危険がある区域内で行う作業（(2)を除く。）	(3) 1件 250円
22号 航空従事者の業務	当該業務に従事する職員として登録した職員	航空従事者の業務	①事業用操縦士 月額 92,200円 （搭乗した場合1時間につき3,400円加算） ②自家用操縦士 月額 67,600円 （搭乗した場合1時間につき3,400円加算） ③航空整備士 月額 27,100円 （搭乗した場合1時間につき2,200円加算）
23号 航空機搭乗作業	当該作業に従事する職員（22号の業務を除く。）	航空機に搭乗して行う作業	1時間 1,900円 （航空機から降下して行う作業は1日870円加算）

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務		左記職員に対する支給単価
25号 緊急呼出 夜間処理 作業	当該作業に従事する職員のうち本部長が指定する者	突発的に発生した事件・事故に伴い、正規の勤務時間以外の時間に緊急の呼出しを受け、夜間における刑事作業、銃砲等特別作業、海外犯罪情報収集作業、鑑識作業、交通捜査作業及び爆発物処理等の作業		1回 1,240円
東京電力株式会社 福島第一 原子力発電所の敷地内等で行う作業	当該作業に従事する職員	東京電力株式会社福島第一原子力発電所の敷地内で行う作業	免震重要棟外	日額 13,300円 (原子炉建屋(1～4号機)内は40,000円)
			免震重要棟内	日額 3,300円
		警戒区域において行う作業	屋外 ※	日額 6,600円
			屋内	日額 1,330円
		帰還困難区域において行う作業	屋外 ※	日額 6,600円
			屋内	日額 1,330円
		居住制限区域において行う作業	屋外 ※	日額 3,300円
			屋内	日額 660円
避難指示区域又は計画的避難区域において行う作業	屋外 ※	日額 5,000円		
	屋内	日額 1,000円		
※1日の作業時間が4時間に満たない場合の手当額は、上記手当額に60/100を乗じた額				

【兵庫県人事委員会の業務の運営の状況】

I 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

平成25年10月10日、県議会議長及び知事に対し、職員の給与等に関する報告を行った。その概要は以下のとおりである。

1 改定の基本的な考え方

職員の給与については、民間従業員の給与との均衡を図るため、公民較差を基本に、国家公務員及び他の都道府県職員との均衡等を考慮して、改定する必要があるが、本年の職員給与の改定にあたっては、「第2次行財政構造改革推進方策」に基づく給与抑制措置の影響分を除いた公民較差を基本とすることが適当である。

2 職員の給与等

給与勧告の対象とされている職員約52,000人について「平成25年職員給与実態調査」を実施した。

(1) 平均給与月額（平成25年4月1日現在）

職員の平均給与月額は、給料354,785円、扶養手当9,752円、地域手当23,265円、その他手当27,850円、計415,652円となっている。

(2) 職員数及び職員構成（平成25年4月1日現在）

職員は、総数52,056人、平均年齢42.2歳、平均経験年数20.0年となっている。

【表1】職員の給料表別平均給与額

（平成25年4月1日）

項目 給料表	1人当たり平均給与月額							
	給 料	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	管理職手当	その他の手当	計
行政職	円 340,134	円 10,994	円 23,493	円 3,799	円 15,411	円 7,993	円 2,515	円 404,339
研究職	385,020	13,720	23,855	4,682	18,476	9,223	3,822	458,798
医師・歯科医師職	466,274	9,308	82,560	2,872	14,749	74,815	247,849	898,427
看護職	355,548	4,500	29,563	0	17,165	0	7,800	414,576
警察職	321,128	13,811	24,389	4,035	15,031	1,097	6,794	386,285
高等学校教育職	(18,240) 389,412	10,145	23,594	4,435	10,819	2,419	15,710	456,534
中・小学校教育職	(14,041) 363,351	7,222	22,430	4,863	7,949	4,437	7,856	418,108
任期付研究員	357,448	—	29,360	—	22,033	—	3,640	412,481
一般任期付職員	387,831	1,625	42,916	14,000	16,921	48,085	12,000	523,378
職員平均値	(9,346) 354,785	9,752	23,265	4,443	11,188	4,029	8,190	415,652

(注) 給料の欄の()内は、「給料の調整額」及び「教職調整額」を内書で示している。

【表 2】給料表別職員数等 (平成25年 4 月 1 日)

	行政職	研究職	医師・歯科 医師職	看護職	警察職	高等学校 教育職	中・小学校 教育職	任期付 研究員	一般任期 付職員	計
人員 (人)	8,274	223	39	4	11,343	8,297	23,871	1	4	52,056
平均年齢 (歳)	43.7	44.8	45.2	49.8	38.5	44.8	42.4	35.0	47.3	42.2
平均経験 年数(年)	22.0	21.7	18.6	30.8	17.4	22.1	19.8	1.0	23.3	20.0

3 民間の給与等

企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内民間事業所2,004のうちから抽出した463の事業所を対象に「平成25年職種別民間給与実態調査」を実施し、県職員の職務と類似する職務に従事する者78職種、約18,900人について、平成25年4月分の給与月額等を調査した。

4 職員給与の改定等

(1) 公民較差

区 分	民間従業員の給与 (A)	職員の給与 (B)	較 差 (A) - (B)
金 額	409,077円	409,028円 [389,192円] {380,266円}	△49円 (△0.01%)
(率)			$\left\{ \begin{array}{l} 19,885円 \\ (5.11\%) \end{array} \right\}$ $\left\{ \begin{array}{l} 28,811円 \\ (7.58\%) \end{array} \right\}$

- (注) 1 (A)、(B)のいずれも本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。
 2 [] 内は第2次財政構造改革推進方針に基づく給与抑制措置後の額。
 3 { } 内は平成25年7月以降の国からの要請に基づく給与減額措置を同年4月の職員配置で試算した額。

(2) 月例給

公民較差が極めて小さいことから、月例給の改定を行わない。

(3) 期末・勤勉手当

民間の年間支給割合3.94月分は、職員の年間支給月数3.95月分と概ね均衡していることから、改定を行わない。

(4) その他の課題

ア 世代間の給与配分の適正化

人事院は、昨年、世代間の給与配分を適正化する観点から、昇給・昇格制度の改正を行う必要があるとの勧告等を行い、国は最高号俸を含む高位の号俸から昇格した場合の俸給月額の増加額を縮減する昇格制度の改正を既に実施し、また、55歳を超える職員は標準の勤務成績では昇給しないこととする昇給制度の改正を、平成26年1月から実施することとしている。

本委員会においても、昨年、昇給・昇格制度の改正については所要の措置を講じるよう勧告等を行ったところであるが、その後、国の取扱いも定まり、他の都道府県においても見直しが進んでいる。

こうした状況を踏まえ、世代間の給与配分の適正化を図っていくため、本県職員がおかれる実情も考慮して適切な措置を早急に講じる必要がある。

イ 経過措置額

人事院は、一昨年、給与構造改革における経過措置額の廃止を勧告し、国では、平成26年3月末に廃止することとされたところである。

他の都道府県の動向も踏まえた上で、本県の実情を考慮し、適切に対応していく必要がある。

5 給与制度の総合的見直し

人事院は、給与減額支給措置終了後、給与制度の見直しを実施することができるよう、所要の準備を進めたいとしている。

具体的な検討課題として、①組織形態の変化への対応、②地域間の給与配分の在り方、③世代間の給与配分の在り方、④職務や勤務実績に応じた給与の4つが掲げられている。特に、地域間の給与配分の適正化については、昨年の報告において「所期の目的を達したものと考える。」とされていたが、更なる見直しについて検討することとされている。

本委員会としても、全国人事委員会連合会を通じて、地方の声を反映した慎重な検討を求めていくとともに、今後の人事院の検討の動向を注視していきたい。

6 勤務環境の整備

(1) 超過勤務の縮減及び休暇の取得促進

- ・ 超過勤務の縮減に向けては、引き続き、事務の効率化を図るとともに、実効性が上がる取組を一層推進していく必要がある。また、教育委員会における「教職員の勤務時間適正化新対策プラン」に基づく、実効性ある取組が強力に推進されるよう、今後の対応を注視していく。
- ・ 年次休暇の取得促進に関しては、事務事業の効率的な執行に加え、年間を通じた計画的な休暇取得、休日等と組み合わせた連続休暇の取得などに引き続き取り組むとともに、仕事と子育て・介護等の両立支援の観点から、育児や介護のための休暇を取得しやすい職場環境づくりも進めていく必要がある。

(2) 職員の健康管理

- ・ メンタルヘルス対策について、引き続き、取組の推進を図る必要があり、管理監督職は、日頃から、職員との意思疎通を積極的に図り、職員の心身の状況を的確に把握するとともに、職員が生き活きと働くことのできる職場環境づくりに、率先して取り組む必要がある。特に、ハラスメントについては、今後とも、取組を継続し、発生防止に努めることが肝要である。
- ・ 東日本大震災の被災地支援をはじめ、災害対応に従事している職員については、心身の健康管理に留意していく必要がある。

(3) 男女共同参画の推進

- ・ 一人ひとりの職員が、家庭責任を全うしながら、能力を最大限に発揮できるよう勤務環境の整備等を行うことが重要となっており、男性職員の育児参加の促進や仕事と子育て・介護等の両立支援などの取組を一層推進していく必要がある。
- ・ 人事院では、配偶者の海外転勤等に伴い、配偶者と生活を共にすることを希望する職員に対し、職員としての身分を保有しつつ、職務に従事しないこととする休業制度の導入に関して、立法措置を行うよう意見の申出を行ったところである。
本県においても、国の法整備の動向に留意しつつ、他の都道府県の動向も踏まえ、適切に対応していく必要がある。

7 高齢期の雇用

人事院は、年金支給開始年齢が62歳に引き上げられる平成28年度までには、再任用の運用状況を随時検証しつつ、段階的な定年の引上げも含めて再検討がなされる必要があるとし、それまでの間、再任用の円滑な実施、人事管理及び行政事務の執行体制の見直し等に取り組む必要があるとしている。また、再任用職員の俸給水準や手当の見直しについては、「平成26年職種別民間給与実態調査」において再雇用者の給与の実態を把握した上で、必要な検討を進めるとしている。

本県としても、人事院の検討の動向を注視し、高齢期の生活への不安が解消できる給与水準等について検討を進めるとともに、再任用希望者が意欲を持って職務に取り組めるよう、その能力と経験が有効に発揮できる職務への配置や勤務形態等、諸課題について検討を進めていく必要がある。

II 職員の競争試験及び選考の状況

1 職員の採用について

(1) 競争試験による採用

職員の採用は、人事委員会が実施する競争試験により行うことが原則であり、本県では上級職、中級職及び初級職に区分して実施している。

平成25年度の受験者数は、計1,718人（上級職1,134人、中級職66人、初級職278人、上級職（経験者）240人）となっている。

ア 平成25年度の各競争試験の特徴と傾向

(7) 上級採用試験

全体では受験者数1,134人に対し、最終合格者数は164人で、競争率は前年度を1.7ポイント下回る6.9倍となった。

このうち一般事務職では488人が受験し、最終合格者数は42人、競争率は前年度を2.1ポイント下回る11.6倍となった。

また、最終合格者に占める女性の割合は、前年度の48.5%を2.7ポイント上回り、51.2%となった。

(8) 中級採用試験

全体では受験者数66人に対し、最終合格者数は21人で、競争率は前年度を2.0ポイント下回る3.1倍となった。

(9) 初級採用試験

全体では受験者数278人に対し、最終合格者数は40人で、競争率は前年度を0.3ポイント上回る7.0倍となった。

このうち一般事務職では101人が受験し、最終合格者数は10人で、競争率は前年度を0.7ポイント上回る10.1倍となった。

(10) 経験者採用試験（上級）

全体では受験者数240人に対し、最終合格者数は16人で、競争率は前年度を6.1ポイント下回る15.0倍となった。

このうち一般事務職では164人が受験し、最終合格者数は5人で、競争率は前年度を1.2ポイント上回る32.8倍となった。

イ 平成25年度の各競争試験の日程

区分	受付期間	第1次 試験日	第1次 試験地	第2次 試験日	第2次 試験地	最終合格 発表日
上級 採用試験	〈インターネット〉 25.5.22～25.5.31 〈郵送〉 25.5.22～25.6.5 〈持参〉 25.5.22～25.6.7	25.6.30	神戸市	25.7.24 ～25.8.30 のうち指定 する2日	神戸市	25.9.6
中級 採用試験 初級 採用試験	〈インターネット〉 25.8.7～25.8.23 〈郵送〉 25.8.7～25.8.30 〈持参〉 25.8.7～25.9.4	25.9.29	神戸市 豊岡市	25.10.28 ～25.11.1 のうち指定 する1日	神戸市	25.11.15
経験者 採用試験 (上級)	〈インターネット〉 25.12.3～25.12.16 〈郵送〉 25.12.3～25.12.18 〈持参〉 25.12.3～25.12.24	26.1.12	神戸市	26.2.1 ～26.2.2 のうち指定 する1日	神戸市	26.2.13

ウ 平成25年度の各競争試験の受験資格・試験方法

区 分	受 験 資 格	試 験 方 法
上 級 採用試験	<p>1 次のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 22歳～30歳(平成26年4月1日現在) ただし、保健師は21歳～30歳、児童福祉司は22歳～34歳、薬剤師は24歳～30歳</p> <p>(2) 21歳(平成26年4月1日現在)以下の者で、4年制大学等を平成26年3月31日までに卒業又は卒業見込みの者</p> <p>2 保健師、栄養士、薬剤師、児童福祉司、環境科学職にあつては、免許・資格取得者(取得見込者を含む。)に限る。</p>	<p>第1次試験</p> <p>教養試験 択一式45題(一部選択解答制) 2時間30分</p> <p>専門試験</p> <p>事務系職種 択一式40題(一部選択解答制) 2時間</p> <p>技術系職種(総合土木職を除く。) 択一式40題 2時間</p> <p>総合土木職 択一式40題(一部選択解答制) 2時間</p> <p>論文試験 1題 1,200字 1時間30分</p> <p>第2次試験</p> <p>口述試験(個別面接①、個別面接②及びプレゼンテーション試験)</p> <p>適性検査</p>
中 級 採用試験	<p>1 21歳～30歳(平成26年4月1日現在)</p> <p>2 免許取得者(取得見込者を含む。)に限る。</p>	<p>第1次試験</p> <p>教養試験 択一式50題 2時間</p> <p>専門試験 択一式40題 2時間</p> <p>論文試験 1題 1,200字 1時間30分</p> <p>第2次試験</p> <p>口述試験(個別面接①及び個別面接②)</p> <p>適性検査</p>
初 級 採用試験	<p>1 18歳～24歳(平成26年4月1日現在) ただし、定時制・通信制高校在学中の者(既に高卒以上の学歴を有する者を除く。)に限り、18歳～30歳の者。</p> <p>2 次の学歴を有する者は除く。 大学(短期大学を除く。)及びこれと同等と認められる大学校等を ア 卒業した者 イ 在学期間(休学期間を除く。)が通算して2年を超える者 ウ 第3年次以上に現に在学し又は在学したことがある者</p>	<p>第1次試験</p> <p>教養試験 択一式50題 2時間</p> <p>専門試験</p> <p>総合土木職 択一式40題(一部選択解答制) 2時間</p> <p>論文試験 1題 1,200字 1時間30分</p> <p>作文試験</p> <p>事務系職種 1題 800字 1時間</p> <p>第2次試験</p> <p>口述試験(個別面接①及び個別面接②)</p>
経験者 採用試験 (上級)	28歳～34歳(平成26年4月1日現在)	<p>第1次試験</p> <p>一般常識試験 択一式40題 2時間</p> <p>論文試験 2題 各900字 2時間</p> <p>第2次試験</p> <p>口述試験(個別面接①、個別面接②及びプレゼンテーション試験)</p> <p>適性検査</p>

エ 平成25年度の各競争試験の実施状況

試験区分	職 種	採 用 予定数	申 込 者数	第1次試験		第 2 次 試 験 受験者数	最 終 合格者 数 : B	競争率 (A/B)	採用 者数	辞退 者数
				受験者数:A	合格者数					
上 級	一 般 事 務 職	人 35	人 795	人 488	人 131	人 112	人 42	倍 11.6	人 34	人 8
	警 察 事 務 職	15	112	71	51	46	17	4.2	14	3
	教 育 事 務 職	21	217	157	75	69	25	6.3	22	3
	保 健 師	3	28	22	9	9	3	7.3	3	0
	栄 養 士	1	57	37	6	6	1	37.0	1	0
	薬 剂 師	18	68	52	52	47	21	2.5	14	7
	児 童 福 祉 司	2	18	18	6	5	2	9.0	2	0
	心 理 判 定 員	3	33	27	9	7	3	9.0	3	0
	農 学 職	3	48	33	9	7	3	11.0	3	0
	林 学 職	2	22	16	9	4	2	8.0	2	0
	水 産 職	1	18	11	6	3	1	11.0	1	0
	環 境 科 学 職	1	27	18	6	4	1	18.0	0	1
	総 合 土 木 職	13	58	40	37	32	13	3.1	12	1
	建 築 職	6	19	14	11	9	5	2.8	4	1
	機 械 職	1	15	9	6	4	1	9.0	1	0
	電 気 職	1	12	6	6	3	1	6.0	1	0
小 中 学 校 事 務 職	20	157	115	69	65	23	5.0	20	3	
計	146	1,704	1,134	498	432	164	6.9	137	27	
中 級	臨 床 検 査 技 師	6	40	34	24	19	8	4.3	7	1
	診 療 放 射 線 技 師	11	46	32	32	27	13	2.5	13	0
	計	17	86	66	56	46	21	3.1	20	1
初 級	一 般 事 務 職	9	129	101	30	27	10	10.1	9	1
	警 察 事 務 職	5	49	37	21	21	7	5.3	7	0
	教 育 事 務 職	9	69	51	30	30	10	5.1	9	1
	総 合 土 木 職	2	8	3	3	3	2	1.5	2	0
	小 中 学 校 事 務 職	9	100	86	33	32	11	7.8	9	2
	計	34	355	278	117	113	40	7.0	36	4
経 験 者 (上 級)	一 般 事 務 職	5	302	164	19	18	5	32.8	4	1
	教 育 事 務 職	3	76	46	9	9	3	15.3	3	0
	総 合 土 木 職	6	30	21	11	11	6	3.5	6	0
	建 築 職	2	16	9	6	6	2	4.5	2	0
	計	16	424	240	45	44	16	15.0	15	1
合 計	213	2,569	1,718	716	635	241	7.1	208	33	

(2) 選考による採用

選考は、特定の者が当該職にふさわしい能力を有しているか否かを競争試験以外の方法によって判定する手続であり、国や他の地方公共団体との人事交流や、欠員の発生などにより早急に補充する必要が生じる職、競争試験を行っても十分な競争者が得られない職などについて行っている。

なお、一部の職については、公募による採用選考試験により選考候補者を決定した上で、選考を行っている。

また、医師・歯科医師職1～2級、看護職1～4級、警察職1級の職員の選考による採用の権限は、各任命権者に委任している。

ア 採用選考実施状況（職級別：職級毎の主な職については、75～76ページを参照。）

人事委員会が平成25年度に採用選考を行った職員数は、次のとおりである。

(7) 行政職 (人)

任命権者	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	特10級	計
知事部局	(8) 8	0	8	3	10	4	7	2	1	0	(8) 43
教育委員会	(3) 3	0	9	1	11	15	4	0	0	0	(3) 43
警察本部	(2) 2	0	17	0	1	0	0	0	0	0	(2) 20
病院局	(31) 31	0	2	1	0	0	0	0	0	0	(31) 34
計	(44) 44	0	36	5	22	19	11	2	1	0	(44) 140

(4) 研究職 (人)

任命権者	1級	2級	3級	4級	5級	計
知事部局	0	(1) 1	0	0	0	(1) 1
教育委員会	0	(1) 1	0	0	0	(1) 1
警察本部	0	(2) 2	0	0	0	(2) 2
計	0	(4) 4	0	0	0	(4) 4

(7) 医師・歯科医師職 (人)

任命権者	3級	4級	計
知事部局	0	1	1
病院局	13	9	22
計	13	10	23

(2) 警察職 (人)

任命権者	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	計
警察本部	8	20	14	5	13	4	9	6	79

※ () 内は公募による採用選考試験等により選考を行った者を内書きました。

※ 病院局の公募による採用選考試験により選考を行った者のうち、10名は平成24年度採用選考試験合格者（平成25年度に免許を取得。医療福祉相談員2名、理学療法士2名、臨床工学技士3名、言語聴覚士2名、視能訓練士1名）

イ 平成25年度職員採用選考試験実施状況

実 施 日	職 種	区分	採用 予定 者数	受験 者数	合格 者数	採用 者数	辞退 者数
25. 6. 23	獣医師	上級	人 5	人 25	人 8	人 4	人 4
25. 7. 13	産業技術職（無機材料系）	上級	1	7	1	1	0
	埋蔵文化財技師	〃	1	20	1	1	0
	研究員（景観・公園計画学）	〃	1	3	1	1	0
	理化学職（法医）	〃	2	51	2	2	0
	薬剤師（がん専門領域）	〃	1	1	1	1	0
	医療福祉相談員	〃	9	35	9	4	5
	理学療法士	中級	6	22	6	6	0
	作業療法士	〃	5	7	4	4	0
	言語聴覚士	〃	4	9	4	4	0
	臨床工学技士	〃	6	39	6	6	0
	海技職	初級	1	5	1	1	0
航空整備士	〃	1	2	1	1	0	
25. 11. 20	事務職（身体に障害のある人対象）	初級	6	23	6	3	3
26. 2. 8	教務（助産師）	上級	1	0	-	-	-
	環境科学職	〃	1	14	1	1	0
	医療福祉相談員	〃	5	17	5	5	0
	作業療法士	中級	1	1	1	1	0
	臨床工学技士	〃	2	10	3	2	1
	海技職	初級	1	3	1	0	1
合 計			60	294	62	48	14
う ち 上 級			27	173	29	20	9
う ち 中 級			24	88	24	23	1
う ち 初 級			9	33	9	5	4

2 職員の昇任について

本県では、職員の昇任はすべて選考により行っている。

なお、行政職3～6級、研究職2～3級、医師・歯科医師職2級、看護職2～4級、警察職2～7級への職員の選考による昇任の権限は、各任命権者に委任している。

(1) 平成25年度の昇任選考の状況（職級別）

人事委員会が平成25年度に昇任選考を行った職員数は、次のとおりである。

ア 行政職

(人)

任命権者	7級	8級	9級	10級	特10級	その他	計
知事部局	91	52	32	11	0	0	186
教育委員会	20	9	4	1	0	0	34
警察本部	4	1	0	0	0	0	5
監査 議会	0	0	0	1	0	0	1
企業庁	1	0	0	0	0	0	1
病院局	3	4	0	0	0	0	7
病院局	5	6	3	0	0	0	14
計	124	72	39	13	0	0	248

イ 研究職

(人)

任命権者	4級	5級	計
知事部局	0	6	6
警察本部	0	1	1
計	0	7	7

ウ 医師・歯科医師職

(人)

任命権者	3級	4級	計
警察本部	0	1	1
病院局	20	16	36
計	20	17	37

エ 看護職

(人)

任命権者	5級	6級	7級	計
病院局	4	1	0	5

オ 警察職

(人)

任命権者	8級	9級	計
警察本部	30	8	38

3 広報等の取組について

優秀な人材を広く募集するため、様々な広報活動等を行っている。

(1) 説明会の実施

ア 大学等での試験説明会

京阪神地域や、中国・四国ブロック等の大学に職員が出向き、県政や試験制度、勤務条件等について説明を行う試験説明会（学外者も参加可能）を実施している。

(7) 京阪神地域：平成25年度は延べ18箇所で開催し、762人が参加した。

(4) 京阪神地域以外：平成25年度は延べ3箇所で開催し、91人が参加した。

イ 職員ガイダンス

受験希望者を対象に、県政や試験制度、勤務条件等についての説明のほか、職種別の業務説明や職場見学を行うガイダンスを実施している。

対 象	実施日	参加人数
上級採用試験受験者対象	25. 11. 25	246人
	25. 11. 26	
中級・初級採用試験受験者対象	25. 8. 2	89人

ウ 企業主催の就職説明会への出展等

民間企業主催による企業就職説明会や公務員予備校主催の説明会に参加し、県政と県職員の魅力をPRした。

区 分	実施回数等	参加人数
企業主催の就職説明会	神戸市内1回	566人
	大阪市内2回	
公務員予備校での説明会	神戸市内5回	385人
	大阪市内3回	

(2) 兵庫県ホームページ「採用試験のページ」の運営

ア 動画による知事メッセージをはじめ、採用試験情報、職種や部局の紹介、職員メッセージ等により、試験や兵庫県に関する情報提供を行っている。平成25年度は約14.3万件のアクセスがあった。

イ 上級、中・初級、経験者採用試験及び身体に障害のある人を対象とする採用選考については、本ホームページから兵庫県電子申請システムに接続し、インターネットによる受験申込が可能となっている。平成25年度はこれによる申込者が1,519人で、申込者数全体の58.4%を占めた。

(3) メールマガジン「兵庫県職員採用情報」の配信

採用試験の受験案内をはじめ、大学説明会、職員ガイダンスの開催案内など、最新の情報を配信している。

平成25年度は13回の配信を行い、発行部数は約42,300部である。

(参考)

行政職級表

級	該当の職
2級	定型的な業務を行う職
3級	相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職
4級	主任の職など
5級	主査、地方機関の課長補佐の職など
6級	本庁の課長補佐及び係長の職、地方機関の課長の職など
7級	本庁の室長、副課長及び主幹の職、地方機関の副所長及び主幹の職など
8級	本庁の課長の職又は困難な業務を所掌する室長の職、地方機関の長の職又は県民局の所長の職など
9級	本庁の局長、県民局の副局長の職など
10級	本庁の部長、県民局長の職など
特10級	理事の職など

研究職級表

級	該当の職
1級	上級の研究員の指導監督の下に補助的研究を行う職
2級	研究員の職など
3級	試験研究機関の課長の職など
4級	試験研究機関の長の職、高度の試験研究を行う試験研究機関の部の次長の職など
5級	高度の試験研究を行う試験研究機関の長、次長及び部長の職など

医師・歯科医師職級表

級	該当の職
1級	医療業務を行う職
2級	地方機関の医長の職など
3級	地方機関の長の職など
4級	複雑、困難な業務を所掌する地方機関の長の職など

看護職級表

級	該当の職
1級	准看護師の職
2級	看護師の職など
3級	主任の職など
4級	地方機関の課長の職、主査の職など
5級	地方機関の副所長の職など
6級	地方機関の長の職など
7級	複雑、困難な業務を所掌する地方機関の長の職など

警察職級表

級	該当の職
1級	巡査の行う職
2級	巡査長の行う職など
3級	主任の職、相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う巡査長の職など
4級	係長の職、困難な業務を行う主任の職など
5級	上席係長の職など
6級	警察本部の課長補佐の職、警察署の課長の職など
7級	困難な業務を行う警察本部の課長補佐の職、困難な業務を行う警察署の課長の職など
8級	警察本部の次席の職、警察署の副署長の職など
9級	警察本部の課長の職、警察署の署長の職など

Ⅲ 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求の状況

職員の勤務条件に関する措置の要求に関する規則（昭和39年人事委員会規則第15号）に基づき、人事委員会に対して行われた措置要求の平成25年度における係属及び処理状況は次表のとおりであり、平成25年度新規要求は3件であった。

区 分	平成24年度末 (25.3.31) 係属件数	平成25年度		平成25年度末 (26.3.31) 係属件数
		新規要求件数	終結件数	
給 与	0	0	0	0
勤務時間	0	2	0	2
休 暇	0	0	0	0
そ の 他	0	1	1	0
計	0	3	1	2

Ⅳ 職員に対する不利益な処分についての不服申立ての状況

不服申立審査規則（平成10年人事委員会規則第7号）に基づき、人事委員会に対して行われた不服申立ての平成25年度の係属及び処理状況は次表のとおりであり、平成24年度からの繰越係属件数は5件、平成25年度における新規申立件数は1件の計6件であり、うち3件が平成25年度中に終結し、うち3件が平成26年度に繰り越した。

区 分	平成24年度末 (25.3.31) 係属件数	平成25年度		平成25年度末 (26.3.31) 係属件数	平成25年度 口頭審理 開催回数
		申立件数	終結件数		
分 限 処 分	免 職	1	0	1	0
	休 職	0	0	0	0
	降 任	0	0	0	0
	降 給	0	0	0	0
懲 戒 処 分	免 職	3	0	0	8
	停 職	0	0	0	0
	減 給	0	1	1	0
	戒 告	0	0	0	0
そ の 他	1	0	0	1	0
計	5	1	3	3	8